

ドイツの植民地ジェノサイドと ホロコーストの比較論争

— ナミビアにおける「ヘレロ・ナマの蜂起」を巡って —

副 島 美由紀

「植民地化がいかにかに植民地支配者を非文明化し、痴呆化^{アブリュティール}／野獣化し、その品性を墮落させ、もろもろの隠された本能を、貪欲を、暴力を、人種の憎悪を、倫理的二面性を呼び覚ますか、まずそのことから検討しなければならないだろう。(…)さらに、踏みにじられたすべての条約、撒き散らされたすべての虚偽、容認されたすべての討伐派兵、捕縛され「尋問」されたすべての囚人、拷問されたすべての愛国者たちの彼方、そして奨励された人種の傲慢、ひけらかされた高慢の彼方には、ヨーロッパの血脈に点滴注入される毒素があり、ヨーロッパ大陸の野蠻化の緩慢な、しかし確実な進行があるということ。

さて、ある日、ブルジョワジーはとてつもない反動の衝撃で目を覚まされる。ゲシユタポが忙しく動き回り、監獄は満杯になり、拷問吏たちが拷問台の周りで発案し、腕に磨きをかけ、議論しているのだ。

彼らは驚き、憤慨する。彼らは言う、「なんとも妙なことになってしまった。だが、まあ、こいつはナチズムだ。そのうち収まるさ!」と。(…)だが、彼らは真実に目を閉ざす。(…)それはナチズムだ、確かにそうだ。だが、自分たちはその犠牲者である前にまず共犯者であったという事実。このナチズムというやつを、それが自分たちに対して猛威をふるうまでは、許容し、免罪し、目をつぶり、正当化してきた——なぜなら、そいつはそれまでは非ヨーロッパ人に対してしか適用されていなかったからだ——という事実。」

エメ・セゼール『植民地主義論』(1950)より¹

1. ドイツの歴史学における新たな論争

第二次世界大戦以降、ドイツの歴史学は多くの論争を経てきた。ドイツ帝国とナチスの膨張政策の連続性に関わるフィッシャー論争、ドイツの“下からの民主化”の不在がナチズムに至る経緯を説いて「ドイツの特殊な道」論に繋がったヴェーラー論争、ホロコーストの相対化を巡る歴史家論争、普通

¹ エメ・セゼール『帰郷ノート／植民地主義論』砂野幸稔訳(平凡社)2004, 136-137頁。

のドイツ人のホロコーストへの荷担に関わるゴールドハーゲン論争，そして
アウシュヴィッツの「手段化」を問題化したヴァルザー＝ブービス論争等
である。そして現在，歴史学ではあるがドイツ史というよりはアフリカ史研究
の場において新たな論争が起こっている。それは上記のどの論争においても
取り上げられることがなかったにも拘わらず，実はそのすべてが提起する問
題性と関わる現象を対象としている。つまりドイツ帝国における植民地主義
と第三帝国との関係である。F. フィッシャーはアフリカを横断する巨大なド
イツ植民地帝国の建設案がすでに1917年に存在したことを明らかにし，H.
U. ヴェーラーはドイツ帝国の植民地主義を国内問題から発生した「社会帝国
主義」として説明したが，植民地経営の問題自体には言及されることがなく，
植民地主義は内政の問題として扱われていた。アフリカ史研究のユルゲン・
ツィメラーによると，植民地主義と第三帝国は従来別個の研究分野と目され
てきた。そしてそれぞれの問題の大きさと多様性ゆえに二つの事象の連関は
看過され，植民地主義とナチスの占領政策とを体系的に比較する試みは成さ
れることがなかったと言う²。

実際には植民地主義と第三帝国の連続性は以前にもハンナ・アーレント³
やエメ・セゼール，フランツ・ファノン⁴らによって言及されていた。彼らが
個別の詳細な歴史事象に関わる歴史家ではなかったのは故なきことではな
かっただろうが，恐らくそれが故に彼らの主張はその後歴史研究の分野にお
いて詳しく論じられることがなかった⁵。歴史家の H. プライと政治学者の P.
シュミット-エーグナーは既に60および70年代にアーレントによる触発を

² Jürgen Zimmerer: Holocaust und Kolonialismus: Beitrag zu einer Archäologie des genozidalen Gedankens. In: Zeitschrift für Geschichtswissenschaft. 1. Jahrg. 51. 2003, S. 1099.

³ Hannah Arendt: The origins of totalitarianism, New York 1951. (ハナ・アーレント『全体主義の起原』大島通義・大島かおり訳 (みすず書房) 1972-1974)

⁴ フランツ・ファノン『地に呪われたる者』鈴木道彦・浦野衣子訳 (みすず書房) 1996。

⁵ Zimmerer: Holocaust und Kolonialismus, S. 1099.

受けたかたちでこの二つの現象の関連性を取り上げたが、彼らは少数派であった⁶。そもそもドイツによる植民地支配の歴史自体が第二次世界大戦後は国民的記憶から殆ど排除され、学問的研究の対象となることが極めて少なかったという事情も存在する⁷。

が、1990年にかつての独領南西アフリカがナミビアとして南アフリカから独立し、同時にドイツが統一されて以来、ナミビアに関する歴史研究は急速に発展した⁸。ドイツにとって唯一の入植植民地であったナミビア⁹には現在でも約2万人のドイツ系住民が暮らしている。また1904年に起きた植民地戦争である「ヘレロ・ナマの蜂起」制圧の際にドイツ本国は1万4千名もの兵士を送ったことから、独立戦争を終えて平和になったナミビアを訪れるドイツ人観光客には、現在でもその存続のために戦ったかつてのドイツの国に対する強い感傷があると言われ¹⁰、この国はドイツの植民地支配の歴史の中でも特別な地位を占めている。ドイツによるナミビア支配と「ヘレロ・ナマの蜂起」に関しては、H. ドレクスラーとプライによる60年代に発表された規範的な研究が存在するが¹¹、90年以降に新たに誕生したとも言うべきナミビア

⁶ Micha Brumlik: Das Jahrhundert der Extreme. In: Irmtrud Wojak/Susanne Meinel (Hg.): Völkermord und Kriegsverbrechen in der ersten Hälfte des 20. Jahrhunderts. Frankfurt a. M. 2004, S. 28.

⁷ 参照: 副島美由紀「ドイツ植民地に関するポストコロニアルなプレーホロコースト小説: ウーヴェ・ティムの『モレンガ』論」In: 小樽商科大学「人文研究」第118輯, 2009, 143-190頁。

⁸ 永原陽子「ドイツと西南アフリカ/ナミビア——植民地をめぐる「過去の克服」——」In: 「ドイツ研究」41, 2007, 23頁。

⁹ ナミビアという名称の使用は1967年の国連総会決議により決定された。それ以前の名称としては「南西アフリカ」を使うべきであろうが、本稿では煩雑さを避けるために引用箇所を除いて「ナミビア」を使用することにする。

¹⁰ Reinhart Kössler: Genocide, Apology and Reparation - the linkage between images of the past in Namibia and Germany. Paper presented at: AEGIS European Conference on African Studies "African Alternatives: Initiative and Creativity beyond Current Constraints". July 2007, Leiden, The Netherlands. S. 7f.

<http://www.freiburg-postkolonial.de/Seiten/koessler-linkage-2007.pdf>

¹¹ Helmut Bley: Kolonialherrschaft und Sozialstruktur in Deutsch-

史研究の場では、より実証的な研究が可能になると同時に「ヘレロ・ナマの蜂起」がホロコーストを含めたナチスの「東部拡大政策」の前段階であった、あるいは両者には同様の構造が存在するという主張が起り、その比較の是非について歴史家の間で議論が始まった。まず1992年に、ナミビアで青年期を過ごした歴史家のH.メルバーが、「全体主義的支配の継続性：独領南西アフリカにおける民族絶滅とアパルトヘイト」¹²によってこの議論の端緒を開いた。また1998年に国際刑事裁判所規定が成立した頃から誕生して急速に深化した比較ジェノサイド研究が、20世紀最初のジェノサイドである「ヘレロ・ナマの蜂起」に注目し、ジェノサイド研究者たちもこの比較の可能性について発言するようになり、この議論は一種の国際的な歴史家論争のような様相を呈したのである。この論争は本稿執筆時の2009年も継続して行われているが、本稿はこれまで確認できた“比較肯定論者”と“比較反対論者”の見解を紹介し、この論争が提起した問題点とその議論の成果、およびこの論争との関連において今後注目すべき点について考察を加えることを目的としている。

2. 比較肯定論者の論点

ドイツの歴史をナチスによる支配とホロコーストという現象を抜きにして語るができないのと同様に、ナミビアの歴史はドイツによる支配とジェノサイドであった植民地戦争を抜きにして語ることはできない。そしてこれらの支配と戦争は同時に起こったものである。よってこの論争を「植民地ジェノサイド／ホロコースト比較論」と便宜的に名付け、二つの事象の継続性を

Südwestafrika 1894-1914. Hamburg 1968; Horst Drechsler: Südwestafrika unter deutscher Kolonialherrschaft. Berlin (DDR) 1966.

¹² Henning Melber: Kontinuitäten totaler Herrschaft: Völkermord und Apartheid in »Deutsch-Südwestafrika«. In: Jahrbuch für Antisemitismusforschung. Vol. 1. 1992, S. 91-116.

語る際、そこにはドイツによる植民地支配と第三帝国の支配形態との比較と、「ヘレロ・ナマの蜂起」とホロコーストを含めたナチスの東部戦線の比較という二つの次元が存在する。そして「全体主義的支配の継続性」や「アフリカからアウシュヴィッツへ」といった論文の題目を見ても分かる通り、この二つの次元は総合的現象として捉えられて同時に論じられている。継続性を主張する“比較肯定論者”たちは前述のメルバーに加え、ドイツ人の J. ツィメラ、G. クリュエガー、R. ケスラー、スイスの D. J. シャラー等で、その他英語圏の歴史家らがこの論を支えている。この継続性に関する様々な主張は、次の二つの範疇に分類することができる。まずは両者の間に存在する構造的類似性、そして具体的な個人的経験やイデオロギーの継承によって起きる体験的連続性である。本稿ではこの二つの範疇の下にさらにいくつかの下位項目を置き、まずは“比較肯定論者”たちの主張を整理してみたい。

2-1. 構造的類似性

2-1-1. 「人種」と「空間」

「人種」と「空間」に関するイデオロギーが植民地支配とナチズムによる支配の機動力であったことは改めて強調する必要もないだろう。比較肯定論者たちがまず指摘するのは、植民地と第三帝国における二種の支配とジェノサイドが共にこの二つのイデオロギーに立脚していた点である。社会ダーヴィニズムが席卷していた 19 世紀末のドイツでは、アフリカ人は進化の法則に則つていずれは死滅すべき劣等民族だと考えられていた¹³。彼らの土地に入植してきたドイツ人たちは「文明の伝道」という大義名分を掲げながらも、その政策は原住民との協力関係を前提とせず、その隷属化、さもなくば民族浄化をコンセプトとしていた¹⁴。1895 年からナミビアの総督を務めた Th. ロ

¹³ Gesine Krüger: *Kriegsbewältigung und Geschichtsbewußtsein: Realität, Deutung und Verarbeitung des deutschen Kolonialkriegs in Namibia 1904 bis 1907*. Göttingen 1999, S. 65.

¹⁴ Zimmerer: *Holocaust und Kolonialismus*, S. 1104.

イトヴァイン (Theodor Leutwein) は、「植民地の将来全体が、この土地が労働嫌いの原住民の手から段階的に白人の手に渡ることに係っている」¹⁵と語り、当地の「ドイツ領南西アフリカ新聞」もそれに応えて1901年に、「土地はもちろん原住民の手から白人の手に渡らねばならない。それはこの地の植民地化の目的である。土地には白人が入植しなければならない。原住民は譲歩して白人の使用人となるか、ここから出て行くべきである」¹⁶と書いている。アフリカ人に対する支配民族としての人種主義的イデオロギーを最も露骨に語っているのは、1903年から1906年までナミビアの入植行政官を勤め、植民地経済の専門家としてドイツの植民地政策に大きな影響力を与えたP. ローアバッハ (Paul Rohrbach) であろう。彼はその著作の随所で、「バントゥー民族たちが彼ら自身の方法に従って生きる権利があると考えるなど、馬鹿げた話だ」¹⁷、「歴史的に見ると、彼らは民族特有の自由な野蛮さを捨てて白人の使用人になることによってのみ、生存の内在的権利が与えられるのだ」¹⁸といった発言を行っている。彼が考える植民者の義務とは、「原住民の肉体的な能力を、宗主国にとって利用可能な最大限の効果をもたらすように仕向けること」¹⁹であった。しかし同時に彼は「白人の平和な入植を文化形成能力のない盗賊的な原住民から護る目的のためには、後者の事実上の絶滅が必要となり得る」²⁰とも語っているのである。実際に「ヘレロ・ナマの蜂起」が

¹⁵ Benjamin Madley: From Africa to Auschwitz: How German South West Africa incubated Ideas and Methods Adopted and Developed by the Nazis in Eastern Europe. In: European history quarterly. Vol. 14. No. 1. 2005, S. 434.

¹⁶ Ibid.

¹⁷ Paul Rohrbach: Deutsche Kolonialwirtschaft, Bd. 1: Südwestafrika. Berlin 1907, S. 285f. Zit. nach Dominik J. Schaller: From Conquest to Genocide: Colonial Rule in German Southwest Africa and German East Africa. In: A. Dirk Moses (Hg.): Empire, Colony, Genocide: Conquest, Occupation, and Subaltern Resistance in World History. Berghahn Books 2008, S. 313.

¹⁸ Ibid.

¹⁹ Rohrbach: Deutsche Kolonialwirtschaft, S. 13. Zit. nach Melber: Kontinuitäten totaler Herrschaft, S. 104.

²⁰ Ibid.

起き、ドイツ人の繁栄が原住民の存在によって脅かされたことを知った時、1907年に帝国植民省の初代長官となったB.デルンブルク (Bernhard Dernburg)は同年1月8日、ベルリンにおいて次のような演説を行っている。「いくつかの原住民の部族は、いくつかの動物と同じように、絶滅させねばならない。」それは「ドイツの伝統的な農家の土地が裁断されることのないよう」、「農家の次男たちを南西アフリカその他の入植地に送る」ためである²¹。しかし一度は原住民の絶滅について語ったローアバッハは、後述するような原住民の絶滅政策に植民地経営の観点から反対し、「南西アフリカの状況では、我々には何千もの原住民を砂漠で渴死させるような贅沢はできない。この国の経済生活には彼らの労働力が必要なのである」²²と説いた。一方、原住民の絶滅を主張したL. v. トロータ (Lothar von Trotha) はそのような原住民の労働力としての利用にも反対であった。そして1909年3月、「経済的資産としての原住民の過大評価」について「ウイントフーク新報 (Windhuker Nachrichten)」に以下のような記事を出す。「始めは我々は彼らを必要とするかもしれないが、結局彼らは消滅しなければならない。白人の仕事が可能になるような気候のもとでは、人間主義的な思想は「適者生存」というダーウィンの法則なしでやっていく訳にはいかないだろう。」²³

比較肯定論者たちが指摘するのは、自らの生存圏獲得のために他民族の絶滅を似非学問的に根拠づけ、人間を単なる労働力、つまり“物”として捉えるこのような考え方にファシズムが誕生する条件があり、後のナチスによるユダヤ人やスラブ民族の迫害を準備したという点である²⁴。ナミビアから帰

²¹ Ben Kiernan: *Blood and Soil: a world history of genocide and extermination from Sparta to Darfur*. Yale University Press 2007, S. 416.

²² Rohrbach: *Deutsche Kolonialwirtschaft*, S. 143. Zit. nach Henning Melber: *Kontinuitäten totaler Herrschaft*, S. 104.

²³ Lothar von Trotha: *Windhuker Nachrichten*, 13. 03. 1909. Zit. nach Gesine Krüger: *Kriegsbewältigung und Geschichtsbewußtsein*, S. 66.

²⁴ Peter Schmitt-Egner: *Kolonialismus und Faschismus. Eine Studie zur historischen und begrifflichen Genesis faschistischer Bewußtseinsformen am*

国して後、政治家および著述家となったローアバッハの著作はナチスに影響を与え、そのプログラム文書にも引用されたと言われている²⁵。実際に彼が「原住民は優等民族の進んだ文化に仕えることによってのみ存在意義がある。ただ存在するということは許されない。それが全ての文化を創造した高次な人種の法則である」²⁶と書いたのは、1935年のことである。

ヒトラーは既に『わが闘争』において、「植民地領域を得る闘争」は「ヨーロッパ以外の地域よりも、むしろ故郷の大陸の土地のために戦われたほうが、いっそう目的にならっていた」²⁷と記している。にも拘わらずナチスの東方拡大政策を「植民地獲得政策」と見なした歴史家はいなかった。エンツォ・トラヴェルソやゲッツ・アリーにしても然りである²⁸。しかし比較肯定論者たちによるとナチスによる東部戦線は生存圏拡大のための最大の植民地戦争であり²⁹、ファーバーとロウアーはそれがユダヤ人とスラブ人に対する二重のジェノサイドに繋がったと主張する³⁰。ナチスの東方拡大政策には一般に「占領」という用語が使用されてきたが、「人種」という概念による「空間」支配の「覇権ユートピア (Herrschaftsutopie)」というナチスの理念は、植民地支配の理念と同質のものである³¹。ツィメラーによると、ヒトラーも東部戦線を

deutschen Beispiel. Gießen 1975, S. 6; Henning Melber: Kontinuitäten totaler Herrschaft, S. 106; Gesine Krüger: Kriegsbewältigung und Geschichtsbewußtsein, S. 66.

²⁵ Melber: Kontinuitäten totaler Herrschaft, S. 101; Madley: From Africa to Auschwitz, S. 441.

²⁶ Paul Rohrbach: Deutsch-Afrika-Ende oder Anfang? Briefe an einen jungen Deutschen, Potsdam 1935, S. 77. Zit. nach Henning Melber: Kontinuitäten totaler Herrschaft, S. 108.

²⁷ アドルフ・ヒトラー『わが闘争(上)』平野一郎・将積茂訳(角川書店)1995, 205頁。

²⁸ David Furber/Wendy Lower: Colonialism and Genocide in Nazi-occupied Poland and Ukraine. In: Empire, Colony, Genocide. 2008, S. 375.

²⁹ Zimmerer: Holocaust und Kolonialismus, S. 1098.

³⁰ Furber/Lower: Colonialism and Genocide in Nazi-occupied Poland and Ukraine, S. 392.

³¹ Jürgen Zimmerer: Die Geburt des ›Ostlandes‹ aus dem Geiste des Kolonialismus: Die nationalsozialistische Eroberungs- und Beherrschungspolitik in

“劣等民族”に対する植民地戦争として自覚していたことが以下のような彼の独白録から読み取ることができる。「ロシアの地は我々のインドになる。イギリス人が一握りの人間によってあそこを支配しているように、我々も我らの植民地を支配するのだ。ウクライナ人にはスカーフとかビーズの首飾りとか、植民地の民族が欲しがるといふものを作ってあげよ。」³² 「ここでは彼らに仕事を割り当ててやらない限り何も起こらない。スラブ人は奴隷として生まれた大衆であって、主人を求めて叫んでいるのだ。」³³ ヒトラーによる異民族の後進性の強調はナミビアの行政官の発言と殆ど変わるところがない。ポーランドでは侵攻の当日に既にオストラントの植民地化が語られていた³⁴。ヒトラーはポーランド人を「安価な奴隷」にすることを望んでいたが³⁵、親衛隊帝国指導者の H. ヒムラーはポーランド人のみならず非アリア人全体を奴隷と見なしており、「民族が繁栄するか餓死するかという問題は、私にとって彼らが我々の文化の奴隷として使い得る場合にのみ意味を持つ」³⁶ と、前述のローアバッハと同様の発言をしている。ナチスの為政者や兵士の発言にも植民地支配の語彙が数多く見い出され、彼らが占領地域の植民地化という意識を共有していたことが分かる。ヒムラーの秘書であった H. ヨースト (Hanns Johst) もポーランドを視察した後、次のように記している。「ポーランド人は国家を建設するような民族ではない。彼らにはそのための前提が全く欠如している。この土地は (…) ヨーロッパにおいて何らかの自立した権力を要請することなどできない。ここは植民地である。」³⁷ さらに東プロイセンとダンツィヒ＝西プロイセン大管区の土地計画者であった E. リーデック

(post-) kolonialer Perspektive. In: Sozial. Geschichte. Vol. 19. Heft 1. 2004, S. 15.

³² Zimmerer: Holocaust und Kolonialismus, S. 1098.

³³ Ibid., S. 1105f.

³⁴ Zimmerer: Die Geburt des ›Ostlandes‹ aus dem Geiste des Kolonialismus, S. 10.

³⁵ Madley: From Africa to Auschwitz, S. 437.

³⁶ Ibid., S. 438.

³⁷ Zimmerer: Holocaust und Kolonialismus, S. 1106.

(Ewald Liedecke) はポーランド占領後、「我々はドイツの土地を新構築する際、ポーランド的な痕跡を利用したりポーランドの宅地や土地区画をドイツの入植地のための基礎にしたりすることはできない。そのような部分的な方策ではなく、この地域全体を包括し、ドイツ的な構想による新たな入植のための全体的で植民地的な行動が必要である」³⁸ という見解を表し、ポーランド総督府の総督となった H. フランク (Hans Frank) も、総督府は「植民地として扱おう。(…)ポーランド人はより偉大になったドイツ帝国の奴隷になるだろう」と述べている³⁹。

1941 年に対ソ戦が最初の勝利を取めた時、ヒトラーは部下を相手にクリミアやコーカサスに至るまでをドイツの入植地にする計画を語っている。「原住民」を「移送」し、「有害なユダヤ人は完全に排除する」というものである⁴⁰。対ソ戦の開始から数週間後、ソ連地区の奇襲に成功したドイツ空軍第 12 部隊のある兵士は、「ここには文化もなく楽園の兆しもない。(…) この人間を見ると、大きな植民地化の仕事が我々を待っていることが分かる」⁴¹ と記している。そしてウクライナ総督となった E. コッホ (Erich Koch) はしばしばウクライナ人を「白い黒人」、ウクライナでの戦線を「ニグロのもと」での「植民地戦争」と呼んでいたと言う⁴²。

東部ヨーロッパ地域全体をドイツ人の入植地とする「東部総合計画 (Generalplan Ost)」の実現を目指して、現地の経済の破壊、共同体の破壊、奴隷制の導入、原住民の殺害等が段階的に行われたわけだが⁴³、その理念は比較肯定

³⁸ Ibid., S. 1105.

³⁹ Madley: From Africa to Auschwitz, S. 438.

⁴⁰ Furber and Lower: Colonialism and Genocide in Nazi-occupied Poland and Ukraine, S. 379.

⁴¹ Zimmerer: Holocaust und Kolonialismus, S. 1105.

⁴² Madley: From Africa to Auschwitz, S. 438.

⁴³ Götz Aly: Endlösung: Völkerverschiebung und der Mord an den europäischen Juden. Frankfurt a. M. 1995. (ゲッツ・アリー『最終解決』山本尤・三島憲一訳 (法政大学出版局) 1998)

論者たちによるとナミビア時代から継承されたものであった⁴⁴。

2-1-2. 合法的に制度化された人種主義

人種主義のイデオロギーをどのように体制が法制化し、実施したかに関する比較も行われている。例えば1905年にナミビアで発令された異人種間の婚姻と性交を禁止する行政命令である。植民地設立当初は白人と原住民との婚姻は認められていた。その後総督のロイトヴァインがそのような結びつきをキリスト教会内のみでの決め事とし、法律上の婚姻は阻止しようとした。しかし本国の植民局は1870年に定められた帝国民法典に基づき、異人種間の婚姻をロイトヴァインの植民地政府にも認めさせた⁴⁵。それを不満とした植民地政府は1905年の行政命令により、ベルリンの承認を得ずにバスタードと呼ばれた混血児をも含めた現地人との結婚を禁止する措置に出た。この変化の背景には戦争の勃発と、住民の、特に比較的高い教育を受けた層の間に人種主義の概念が拡大し、強固になっていった事情がある⁴⁶。この決定を下した総督代理のH. テクレンブルク (Hans Tecklenburg) は、混血児が増加して白人同様の権利を要求するに至ると、ドイツ人種の保持とその支配が脅かされると考えていた⁴⁷。帝国による原住民の保護と安寧を理由に1887年には原住民との婚姻をむしろ奨励していたライン伝道協会は⁴⁸、20世紀に入ると見解を変え、「異人種との婚姻は望ましくないばかりでなく不道徳である。(…)

⁴⁴ Madley: From Africa to Auschwitz, S. 435.

⁴⁵ Jürgen Zimmerer: Von Windhuk nach Warschau. Die rassische Privilegiengesellschaft in Deutsch-Südwestafrika, ein Modell mit Zukunft? In: Frank Becker (Hg.): Rassenmischehen-Mischlinge-Rassentrennung. Stuttgart 2004, S. 101f.

⁴⁶ Jürgen Zimmerer: Deutscher Rassenstaat in Afrika: Ordnung, Entwicklung und Segregation in »Deutsch-Südwest« (1884-1915). In: Micha Brumlik/Susanne Meinel/Werner Renz (Hg.): Gesetzliches Unrecht: rassistisches Recht im 20. Jahrhundert. Frankfurt a. M. 2005, S. 143.

⁴⁷ Ibid., S. 143f.

⁴⁸ Ibid., S. 142.

それは人種意識に対する罪である」と説くようになり⁴⁹, 1909年からは黒人と性交する白人は選挙権を剝奪されるようになった⁵⁰。

植民地戦争が終戦を迎えた1907年には原住民を白人とは全く異なった法の下に置く「原住民条例 (Eingeborenenverordnungen)」の実施が始まり、「原住民」と「白人」との分類はさらに重要な意味を持つようになる。1907年、首都であるウィントフークの地方裁判所は「原住民との血統的関連を持つ者は皆“原住民”である」という定義を行い、1905年以前の異人種間の婚姻も無効化した⁵¹。「原住民条例」は原住民による土地と大型家畜の所有を禁止し、彼らに強制労働を課した⁵²。また白人のための労働力として登録しない者は無法者として罰せられた⁵³。1910年、それまで白人として暮らしていた男性がアフリカ人の血を8分の1引いていたために上級裁判所によって原住民と判断され、白人とは全く異なる法治下に置かれたという事例もあったと言う⁵⁴。

ナミビアの「異人種間婚姻禁止法」が直接ニュルンベルク法に繋がった、と比較肯定論者たちが主張しているわけではない。が、植民地におけるこの行政命令の是非については、1912年に植民相のW. ゴルフ (Wilhelm Solf) がこれを認可するまで本国の議会において長い間論議が行われ、人種的な純潔性 (Rassenreinheit) に関する議論は議会の外にも広がった⁵⁵。植民地主義と反ユダヤ主義は本来別個の問題ではあったが、ドイツ帝国では間接的な相関を以て論じられるようになる。例えば「全ドイツ連盟」の会長であったH. クラース (Heinrich Claß) は、1912年に反ユダヤ主義的文脈において、非ヨーロッパ人は支配の対象であり、白人の人種の純潔性を保持することは文

⁴⁹ Zimmerer: Von Windhuk nach Warschau, S. 106.

⁵⁰ Ibid., S. 107.

⁵¹ Ibid., S. 102f.

⁵² Ibid., S. 105.

⁵³ Ibid., S. 114.

⁵⁴ Ibid., S. 104.

⁵⁵ Cornalia Essner: »Border-line« im Menschenblut und Struktur rassistischer Rechtsschreibung: Koloniales Kaiserreich und »Drittes Reich«. In: Gesetzliches Unrecht, S. 30-45; Madley: From Africa to Auschwitz, S. 439.

明の促進者としてのヨーロッパ人全体の問題であるという主張を行っている⁵⁶。またプロイセンの大学で植民地法を講じていた唯一の法学者であったM. フライシュマン (Max Fleischmann) は、1910年にハレで行われた植民地会議において「異人種間婚姻禁止法」を支持する講演を行い、彼の提示したドイツ人種維持のプログラムは部分的に1935年のニュルンベルク法に採用されたと言う⁵⁷。マドレーの主張によると、ナチスの帝国医師指導者であったG. ヴァーグナー (Gerhard Wagner) が警告した「人種恥辱罪 (Rassenschande)」という概念はナミビアにその起源を持ち、ナミビアと第三帝国の繋がりを示す要素の一つであると言う⁵⁸。

しかし婚姻だけが問題なのではない。ツイメラーによると、ナミビアの原住民に対する乗馬の禁止、歩道使用の禁止、ドイツ人への挨拶の強制といった規則は、ドイツ占領下のポーランドの法的二重基準とよく似通っている。ポーランド総督府でもポーランド人はドイツ人に対して恭順さ (Demut) を示すこと、道を譲ること、脱帽して挨拶すること等が強制されていたと言う。彼らには自転車やカメラ、ラジオの所有、また映画やコンサートや展覧会、博物館、劇場、書店への立ち入りが禁止された⁵⁹。ポーランド以外の東部占領地域でも同様であった。ドイツ人以外は労働力としてのみ社会に組み込まれ、彼らには自決権はなく、教育の機会は最低限のものしか与えられなかった⁶⁰。あるウクライナ人の女性は日記に「私たちはまるで奴隷のようだ」と記している⁶¹。ウクライナ人についてヒトラーは次のように言う。「ドイツ人は、最後の騎馬少年でもウクライナ人よりは高い場所にいななければならない。」⁶²

⁵⁶ Essner: »Border-line« im Menschenblut und Struktur rassistischer Rechtsschreibung, S. 39.

⁵⁷ Ibid., S. 39-41.

⁵⁸ Madley: From Africa to Auschwitz, S. 439.

⁵⁹ Zimmerer: Von Windhuk nach Warschau, S. 121.

⁶⁰ Ibid., S. 122.

⁶¹ Madley: From Africa to Auschwitz, S. 438.

⁶² Zimmerer: Von Windhuk nach Warschau, S. 121.

ツィメラーによると、他国の植民地と比べてドイツ領での人種の区別による運営は厳格であった⁶³。上記の異人種間の婚姻禁止も、当時アメリカ合衆国のいくつかの州を除いて他のヨーロッパ植民地には見られなかった。南アフリカですら、同様の法を成立させたのは1927年である⁶⁴。「原住民条例」は非常に厳しく、ドイツ人は思うがままに振る舞ったので、1912年にナミビア総督が「近いうちにまた蜂起が起きるのでは」と心配したと言う⁶⁵。ブライの見識によると、原住民を白人から分離するのみならず、「大きな住民層としての彼らを形式上法治体系の枠組みの中で絶対的な統制下に置く試みがなされた」という点において、ナミビアは近代の政治システムに属するものである。⁶⁶ またツィメラーの見解によると、この生物学的根拠による制度化は精神的な傾向となり、人種のヒエラルキーは内面化された。そしてそれが35年後の東ヨーロッパにおいてより大きな規模で再構築されたのである⁶⁷。

2-1-3. 絶滅戦争

「ヘレロ・ナマの蜂起」が人種戦争のみならず絶滅戦争であったことは、比較肯定論者たちの強力な論拠の一つである⁶⁸。1904年10月2日、植民地防衛軍の総司令官であったトロータ将軍が蜂起を起こしたヘレロに対し、「強大なドイツ皇帝の総司令官」という署名のもとに「ドイツ領内にいるヘレロは一人残らず、武器を持つ者であれ持たぬ者であれ、牛を持つ者であれ持たぬ者であれ、すべて撃つ。もはや女子供を保護したりはしない。女子供は同胞らのもとに追い返すか、さもなければ撃つ。これがヘレロ民族に対する余の言

⁶³ Zimmerer: Deutscher Rassenstaat in Afrika, S. 145.

⁶⁴ 永原陽子「「人種戦争」と「人種の純粋性」をめぐる攻防—20世紀初頭の西南アフリカ」In: 歴史学研究会(編)『帝国への新たな視座』(青木書店)2005, 345頁。

⁶⁵ Zimmerer: Deutscher Rassenstaat in Afrika, S. 145.

⁶⁶ Bley: Kolonialherrschaft und Sozialstruktur in Deutsch-Südwestafrika 1894-1914, S. 315.

⁶⁷ Zimmerer: Deutscher Rassenstaat in Afrika, S. 144-149.

⁶⁸ Madley: From Africa to Auschwitz, S. 442.

葉である」⁶⁹ という「絶滅命令」⁷⁰ を発令している。絶滅の「意図」を明示したこの発令によって、「ヘレロ・ナマの蜂起」はジェノサイドの構成要件⁷¹ を満たすことになった。ドレクスラーは既に1966年の著書でこの蜂起の制圧をジェノサイドと呼んだが⁷²、国際的にはこの植民地戦争は1985年の国連のウィティカー・レポートによって20世紀最初のジェノサイドとして認定されている⁷³。

この絶滅命令を出したトロータ將軍は、ドイツ領東アフリカにおいて「ワヘへの乱(1894-1897)」を平定し、1900年には義和団の乱でも活躍した軍人で、残忍な戦法によって知られていた⁷⁴。彼は外交的な方法を模索していた総督のロイトヴァインとは違い、最初から敵の絶滅を考えていた⁷⁵。彼はロイトヴァインとの会話の中で以下のように語っている。「私はアフリカの諸部族を知っている。彼らは武力にしか反応しない。極端なテロと残虐さをもって武力を行使するのが私の方法である。私は夥しい血と金の犠牲を払ってもアフリカの部族を絶滅させる。このような播種によってのみ、存続可能な新たなものが生成し得るのだ。」⁷⁶ しかし絶滅について語ったのはトロータばかりで

⁶⁹ Drechsler: Südwestafrika unter deutscher Kolonialherrschaft, S. 184.

⁷⁰ ドイツではこの発令は「射殺命令 (Schießbefehl)」と呼ばれている。

⁷¹ 国連による1947年のジェノサイド条約を踏襲した国際刑事裁判所 (ICC) によるジェノサイドの規定は、以下のようである。

ICC 規定第六条 本規定の目的に関して、「ジェノサイド」とは、国民、民族、種族または宗教集団の全部または一部を破壊する意図をもって、次に掲げる行為を行うことを意味する。

- a 集団の構成員を殺害すること
- b 集団の構成員に対して、重大な身体的または精神的な害悪を加えること
- c 集団の全部または一部についてその身体の破壊をもたらすことを意図した集団生活の条件をことさらに押し付けること
- d 集団内の出生を妨げることを意図した措置を課すこと
- e 集団の子どもを他の集団に強制的に移転すること

⁷² Drechsler: Südwestafrika unter deutscher Kolonialherrschaft, S. 15.

⁷³ Icon Group International, Inc. (Hg.): Exterminating: Webster's Quotations, Facts and Phrases. ICON Group International, Inc. 2008, S. 42.

⁷⁴ Drechsler: Südwestafrika unter deutscher Kolonialherrschaft, S. 180.

⁷⁵ Krüger: Kriegsbewältigung und Geschichtsbewußtsein, S. 62.

⁷⁶ Drechsler: Südwestafrika unter deutscher Kolonialherrschaft, S. 180.

はない。ドレクスラーの記述によると、総督就任当時のロイトヴァインも、植民地支配の選択肢は二つしかなく、ドイツが植民を諦めるか絶滅戦争を行うかのどちらかであると考えていたことが分かる。彼は1896年の入植者総会で、「ヘレロとの戦いは完全な絶滅戦争を以てしか終わることができない」と演説している⁷⁷。よってトロータのような考えは当時のナミビアでは広く共有されていたという説⁷⁸も説得力を持つ。

アメリカの歴史家イザベル・V. ハルによると、「絶滅」つまりは「最終解決」に至る傾向はドイツ軍に既存の伝統であった⁷⁹。つまり、クラウゼヴィッツを範とした19世紀末のドイツ軍では、敵の絶滅が戦争の目的であると考えられていたと言う。本来のクラウゼヴィッツの考えは敵の軍事力の破壊のみを意味するものであったが、ドイツ軍では特に一度の戦闘における敵の絶滅が名誉あることとされた⁸⁰。そして最初の一カ月で約140名のドイツ人入植者が殺害された「ヘレロ・ナマの蜂起」は、ドイツにとって帝国としての名誉を賭けた戦いとなった。19世紀末の「シュリーフェン・プラン」で知られ、トロータをナミビアに派遣したドイツ軍参謀総長のシュリーフェン将軍もトロータの絶滅命令を支持し、「今勃発している人種戦争は、他方の絶滅を以てしか収束できない」と首相のB. v. ビューローに対して弁明している⁸¹。ハルの研究によると、「ヘレロ・ナマの蜂起」から第一次世界大戦を通じてナチス

⁷⁷ Ibid., S. 105-111.

⁷⁸ Henrik Lundtofte: "I believe that the nation as such must be annihilated...": Radicalization of the German Suppression of the Herero Rising in 1904. In: Steven L. B. Jensen (Hg.): Genocide: Cases, Comparisons and Contemporary Debates. Copenhagen 2003, S. 46.

⁷⁹ Isabel V. Hull: Military Culture and the Production of "Final Solutions" in the Colonies: The example of Wilhelminian Germany. In: Robert Gellately/Ben Kiernan: The specter of genocide: Mass Murder in historical Perspective. Cambridge University Press 2003, S. 160.

⁸⁰ Hull: Military Culture and the Production of "Final Solutions" in the Colonies, S. 147.

⁸¹ Bley: Kolonialherrschaft und Sozialstruktur in Deutsch-Südwestafrika 1894-1914, S. 205.

の戦略に至るまで確認できるドイツ軍の伝統的な戦争遂行の傾向は、交渉の拒否、敵を追撃すること、兵站業務の軽視、文民による制御の欠如などである。これらは兵士の凶暴化や制限のない暴力を招き、大量殺害に至らしめる。よってナチスの絶滅戦争と「ヘレロ・ナマの蜂起」とは同じではないが、上記のような傾向においては同質である、と彼女は説く⁸²。そして「全面的な軍事行動とイデオロギーの混交を最も完璧に表現した運動がナチズムであったが (...), その最終解決に至る制度的、組織文化的な基盤はナチズムが発生する以前に既にドイツ帝国時代に内在化していた」⁸³と結論づける。彼女の見解によると上記の「混交」が起こったのは1916年以降、人種主義がヨーロッパ人に対して向けられた時であった⁸⁴。しかしブライは全体主義への境界が越えられたのは「戦闘が和平の可能性などないものとして戦われた」⁸⁵ 植民地であるとし、ドレクスラーも「ヘレロ・ナマの蜂起」は「ドイツの帝国主義がジェノサイドの方法を行使した最初の戦争であり、後にドイツはその方法をよく知られた悲劇に発展させた」と語っている⁸⁶。ツィメラの考えによると、一つの民族を絶滅させるというのは最終的なタブーであり、このタブーが初めて破られたのが「ヘレロ・ナマの蜂起」であった⁸⁷。シュミット-エーグナーの意見は以下のものである。「極端な残忍さによって戦われた植民地戦争では、ヨーロッパ的な“人権的慣習”の基準がすべて捨象されてしまい、人種主義のさらなる結果が出現した。ヨーロッパ的な戦闘地における“騎士

⁸² Hull: Military Culture and the Production of “Final Solutions” in the Colonies, S. 147-161.

⁸³ Ibid., S. 162.

⁸⁴ Ibid., S. 162.

⁸⁵ Bley: Kolonialherrschaft und Sozialstruktur in Deutsch-Südwestafrika 1894-1914, S. 314f.

⁸⁶ Drechsler: Südwestafrika unter deutscher Kolonialherrschaft, S. 15.

⁸⁷ Jürgen Zimmerer: Krieg, KZ und Völkermord in Südwestafrika: Der erste deutsche Genozid. In: Jürgen Zimmerer/Joachim Zeller (Hg.): Völkermord in Deutsch-Südwestafrika: Der Kolonialkrieg (1904-1908) in Namibia und seine Folgen. Berlin 2003, S. 62.

道”は、植民地戦争においては劣等民族に対する生存を賭けた戦争となった。」⁸⁸

既に1909年、この絶滅戦争に警鐘を鳴らしていた人物がいた。経済史家のM. J. ボン(Moritz Julius Bonn)である。彼はフランクフルター新聞(Frankfurter Zeitung)に次のように書いている。「このような政策を自然と考える人がいる限り、それはまたどこかで繰り返される危険性がある。トロータの間違いが賞賛されるならば、我々をその繰り返しから護る物は何もない。」⁸⁹ 実際にトロータはヘレロ制圧の功績によって叙勲を受けている⁹⁰。ボンの考えに従うなら、アウシュヴィッツは「ヘレロ・ナマの蜂起」の延長線上にあることになる。ヒムラーは「最終解決」以前の1941年に、ベラルーシのプリチャビ川泥沢地で「ユダヤ人は全員射殺されねばならない。ユダヤ女性は沼地に追い込むべし」という命令を出している。このヒムラーの絶滅命令は殆どトロータの引用として読むことができる、というのがツィメラーの見解である⁹¹。

2-1-4. 強制収容所・強制労働・強制移住

トロータ将軍が絶滅命令を出した二カ月後、ドイツ帝国首相のビューローは、この命令がキリスト教精神に悖るものであり、また労働力の損失は後の植民地支配に支障を来すとしてこれに異議を唱える。そしてビューローに説得された皇帝ヴィルヘルム二世がトロータの作戦の撤回令を出すことになる。トロータはそれを聞いて激怒したと言われているが、代わりにビューローが提案したのが強制収容所の設置である⁹²。それ以前は捕虜は婦女子も含め、

⁸⁸ Peter Schmitt-Egner: Wertgesetz und Rassismus: Zur begrifflichen Genesis kolonialer und faschistischer Bewußtseinsformen. In: Gesellschaft. Beiträge zur Marxistischen Theorie 8/9. 1976, S. 384.

⁸⁹ Krüger: Kriegsbewältigung und Geschichtsbewußtsein, S. 66.

⁹⁰ Lundtofte: "I believe that the nation as such must be annihilated...", S. 40.

⁹¹ Zimmerer: Holocaust und Kolonialismus, S. 1117f.

⁹² Drechsler: Südwestafrika unter deutscher Kolonialherrschaft, S. 194-196.

報復として、あるいは病気を伝染させる等の理由によって多くが殺害されたと言われているが⁹³、生存した戦闘員や戦闘に加わらなかったヘレロとナマの住民が宣教師の協力によって集められ、強制収容所に収容された。1907年の戦争終結まで、収容者は約2万1千人から2万4千人に達した⁹⁴。当時は労働力が不足していたので、原住民に労働訓練を施すという名目で収容者には強制労働が課せられた。軍役や植民地政府が課す労働の他に、鉄道建設会社や鉱山等の私企業も収容者を労働力として使用し、その際植民地政府に一人あたりの使用料を支払うことになっていた⁹⁵。海運業のヴェーアマン社などは独自の収容所を建設していたと言う⁹⁶。収容所の住環境は劣悪で、収容者の死亡率は高かった。ハルの研究によると、ナミビアの収容所ではブル戦争における収容所の食料の5分の1に当たる量しか収容者に与えられなかったと言う⁹⁷。しかし植民地政府には彼らの艱難が反乱に対する罰であるという考えがあったため⁹⁸、状況はなかなか改善されなかった。

ナミビアの各地に建設された強制収容所の中でも最大のものがハイフィッ

⁹³ Drechsler: *Südwestafrika unter deutscher Kolonialherrschaft*, S. 177-185; Hull: *Military Culture and the Production of "Final Solutions" in the Colonies*, S. 156; Madley: *From Africa to Auschwitz*, S. 444.

⁹⁴ Jürgen Zimmerer: *Deutsche Herrschaft über Afrikaner: Staatlicher Machtanspruch und Wirklichkeit im kolonialen Namibia*. Münster 2001, S. 44.

⁹⁵ 2001年にヘレロのグループはこれらの後継会社を相手にアメリカのワシントンDCにおいて強制労働の賠償請求訴訟を起こしたが、結局その提訴は棄却された。参照：Jeremy Sarkin: *Colonial Genocide and Reparations Claims in the 21st Century: The Socio-Legal Context of Claims under International Law by the Herero against Germany for Genocide in Namibia, 1904-1908*. Praeger Security International 2009；永原陽子「ナミビアの植民地戦争と「植民地責任」—ヘレロによる補償要求をめぐって」In：永原陽子（編）『「植民地責任」論』（青木書店）2009，218-248頁。

⁹⁶ Zimmerer: *Deutsche Herrschaft über Afrikaner*, S. 45.

⁹⁷ Hull: *Military Culture and the Production of "Final Solutions" in the Colonies*, S. 158.

⁹⁸ Dominik J. Schaller: *Kolonialkrieg, Völkermord und Zwangsarbeit in «Detusch-Südwestafrika»*. In: Dominik J. Schaller/Rupen Boyadjian/Vivianne Berg (Hg.): *Enteignet, Vertrieben, Ermordet*. Zürich 2004, S. 191; Zimmerer: *Deutsche Herrschaft über Afrikaner*, S. 46.

シュ島に建設された収容所である。そこにはヘレロとナマが共に収容されたが、原住民には慣れない海洋性気候も災いし、壊血病やチフスなども発生して特に死亡率が高かった。しかもその地域の司令官であるダイムリング大佐 (Berthold Deimling) は、「自分が責任を持っている間は、一人のホットtentもハイフィッシュ島を生きて出てはならない」という命令を出している⁹⁹。ドイツ側の公表によると、全収容所での死亡率は45%だったとされているが、ドイツ人も「死の島 (Todesinsel)」と呼んでいたというハイフィッシュ島のそれは94%に達したという説もある¹⁰⁰。マドレーはそれ故、ハイフィッシュ島はトレ布林カやアウシュヴィッツといった「絶滅収容所」のモデルとなったであろうと推測している¹⁰¹。

ハルによると、ブール戦争の際にイギリスによって作られた強制収容所での死亡率は25%だった。それでも南アフリカでは市民による非難が起こり、民政の介入によって収容所は閉鎖された。しかしトロータの絶滅命令の撤回が皇帝によってしか行われ得なかったことが示す通り、ドイツでは軍事への政府の介入は不可能だった。植民地政府は常に軍の決定に従った。本国の帝国議会ではトロータの戦略や強制収容所に対する社民党や中央党の非難があったが、それらは国家反逆的として軽視された¹⁰²。強制収容所は1907年3月31日に終戦を迎えた後、軍から植民地政府へと管轄が移された。ハイフィッシュ島の収容所はダイムリングの後任となったエストルフ大佐 (Ludwig von Estorff) が島の惨状をドイツ軍の名誉を汚すものと見て1907年4月10日に閉鎖したが、それ以外の収容所は皇帝ヴィルヘルム二世の誕生日の1908年1月27日によく閉鎖された¹⁰³。従ってハルによると、ナミビアの強制収容所のあり方も文民統制の欠如というドイツ軍に既存の自閉症

⁹⁹ Zimmerer: *Deutsche Herrschaft über Afrikaner*, S. 47.

¹⁰⁰ Madley: *From Africa to Auschwitz*, S. 447.

¹⁰¹ *Ibid.*, S. 446.

¹⁰² Hull: *Military Culture and the Production of "Final Solutions" in the Colonies*, S. 159.

¹⁰³ Zimmerer: *Deutsche Herrschaft über Afrikaner*, S. 48.

的傾向を示す例である¹⁰⁴。しかしこの場合むしろ政府が軍と思想を共有していたと言うべきかもしれない。植民相のデルンブルクはハイフィッシュ島での収容者の死亡率に関して「自然淘汰の経過である」と言い、帝国副大統領の H. パーシェ (Hermann Paasche) は議会での演説において収容者たちを「労働する動物」と呼んでいる¹⁰⁵。また、1907年にヘレロ・ナマの土地の没収について帝国議会で議論された時、議会は原住民に最低限の土地を与える決議を行ったが、政府はそれを無視している¹⁰⁶。

蜂起を起こしたヘレロとナマは土地を没収され、民族ごとに分割された「特別居住区 (Reservate)」への移住を強制されたり、白人居住区に労働力として居住させられるなど、植民地政府の厳しい管理下に置かれた¹⁰⁷。また一部の住民は、南アフリカやカメルーン、トーゴといった他のドイツ領に労働力として強制移住させられた¹⁰⁸。マドレーは、強制収容所、強制労働、強制移住といった用語の踏襲が、植民地戦争とナチスによる戦争の同質性を物語っていると言う。ただ第三帝国ではその規模が大きく、効率も高く¹⁰⁹、より官僚的で、中央集権的だったのである¹¹⁰。

2-2. 体験的連続性

2-2-1. 「モップの指導者たち」

植民地支配から第三帝国に至る個人的な体験の連続性については、セゼールがそれを「ヨーロッパの血脈に点滴注入される毒素」と呼んだ翌年、ハンナ・アーレントが英語版の『全体主義の起原』の中で次のように書いている。

¹⁰⁴ Ibid., S. 160.

¹⁰⁵ Madley: From Africa to Auschwitz, S. 448.

¹⁰⁶ Drechsler: Südwestafrika unter deutscher Kolonialherrschaft, S. 256.

¹⁰⁷ Zimmerer: Deutsche Herrschaft über Afrikaner, S. 57ff.

¹⁰⁸ Schaller: Kolonialkrieg, Völkermord und Zwangsarbeit in «Detusch-Südwestafrika», S. 188-195; Zimmerer: Deutsche Herrschaft über Afrikaner, S. 48ff.

¹⁰⁹ Madley: From Africa to Auschwitz, S. 450.

¹¹⁰ Zimmerer: Holocaust und Kolonialismus, S. 1118.

アフリカでの体験の影響力の大きさを最初に認識したのは、カール・ペータースのようなモップの指導者たちだった。彼らは自分たちも支配民族に属さねばならないと考えたのだ。植民地主義によるアフリカの所有は、後にナチスのエリートとなるものが育つ最も肥沃な土壌となった。ここで彼らは、如何にして人間が人種に転換され得るかを、そしてこの過程で主導権を握りさえすれば、如何にして自民族を支配人種の地位に祭り上げられるかを目の当たりにしたのだ¹¹¹。

アーレントは『全体主義の起原』を通してナチスの指導者たちを“モップ”と呼んでいるが、それは大衆の中でも特に暴力を賞賛し、支配階級の基準を倒錯させることによって逆にブルジョワジーに対する影響力を勝ち得た層のことである。彼女が言及したカール・ペータース (Karl Peters) は独領東アフリカの創設者の一人とされ、キリマンジャロ地区の帝国行政官であった。原住民に対する残忍な対処で知られる彼は1918年に死亡したためナチスのエリートにはなり得なかったが、植民地の支配者で後にナチ黨員になった者としては、第6代東アフリカ総督のE. リーベルト (Eduard von Liebert)、最後の東アフリカ総督のH. シュネー (Heinrich Schnee)、カメルーン副総督でポーランド併合地区ヴァルテラントの総督となったV. ベトヒャー (Viktor Boettcher)らを挙げるができる。また最後のトーゴ総督であったA. F. z. メクレンブルク (Adolf Friedrich zu Mecklenburg) はナチスの宣伝省に協力している¹¹²。

上述のローアバッハやロイトヴァインの息子のパウル・ロイトヴァインらはヴァイマル共和国時代も植民地政策の著述家となり、ロイトヴァインの

¹¹¹ Arendt: The origins of totalitarianism. New York 1951, S. 206. ただしドイツ語版 (Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft. Frankfurt a. M. 1955, S. 313. (『全体主義の起原2：帝国主義』, 135頁) の表現は異なっており、「ナチスのエリート」という語彙はない。

¹¹² Zimmerer: Die Geburt des ›Ostlandes‹ aus dem Geiste des Kolonialismus, S. 33.

後任者たち、F. v. リンデクヴィスト (Friedrich von Lindequist) や Th. ザイツ (Theodor Seitz) らはやはり植民地関係の著述を行う傍ら植民地奪回運動を進める植民地協会の要職を占めた。各地の植民地協会は 1933 年に合体して帝国植民地同盟となり、ナチス政府の植民地政策局と緊密な協力関係を持つに至る¹¹³。

マドレーがナミビアとナチスの「直接の水脈」¹¹⁴と呼ぶのは、フランツ・リッター・フォン・エップ (Franz Ritter von Epp) である。エップは義和団の乱の平定にも参加し、「ヘレロ・ナマの蜂起」ではトロータの直属の指揮官として収容所建設にも関与した。第一次世界大戦にも出征し、1928 年にナチ党の帝国議員になった後は 1933 年にヒトラーによってバイエルン州国家弁務官に任命されている。翌年には植民地政策局長となり、その後上述の帝国植民地同盟の会長も兼任してこの二つの組織を結ぶ要となった。しかしエップが「直接の水脈」であるのは政治的な活動によるのみではない。彼は真のモップとも言うべきフライコール (Freikorps) を組織し、マドレーによると結果としてナチスの将来のリーダーたちを勧誘することになる。

2-2-2. フライコール

日本でドイツ義勇軍と呼ばれるフライコールは、ヴァイマル時代には右派の不满分子を吸収する場となり、共産党の弾圧など多くの暴力行為を行った。リッター・フォン・エップが組織し、エルンスト・レーム (Ernst Röhm) やナチス副総督となるルドルフ・ヘス (Rudolf Hess) もその一員であった「フライコール・エップ」は 1919 年にバイエルン・レーテ共和国を打倒し、翌年にはカップ一揆に参加している。エップはレームを通じてヒトラーに出会ったと言われている¹¹⁵。同様に「ヘレロ・ナマの蜂起」に参加したヘルマン・

¹¹³ Karsten Linne: Deutschland jenseits des Äquators?: Die NS-Kolonialplanungen für Afrika. Berlin 2008, S. 18f.

¹¹⁴ Madley: From Africa to Auschwitz, S. 452.

¹¹⁵ Ibid., S. 452.

エアハルト (Hermann Ehrhardt) は最も有名なフライコールの一つと言われた「エアハルト海兵旅団」を創設し、カッパー揆の際にはベルリンを包囲する役割を担った。その後継団体の「執政官組織 (Organisation Consul)」は外相ラーテナウや蔵相エルツベルガーらの暗殺を行い、後にその中の数名はレームの人脈を通じてナチスの突撃隊に合流する。「ヘレロ・ナマの蜂起」の体験者としてフライコールを組織した者は、他にも「フライコール・メルカー」の L. R. メルカー (Ludwig Rudolf Maercker), 「フライコール・ゲルリッツ」の W. ファウペル (Wilhelm Faupel) らがいるが¹¹⁶, 植民地文学の『ハイア・ザファーリ』¹¹⁷ で知られ、独領東アフリカの防衛軍司令官であったレットウ-フォーベック (Paul Michael von Lettow-Vorbeck) も「フライコール・レットウ」を組織してカッパー揆の際に「エアハルト海兵旅団」に合流している。ヒムラーやアウシュヴィッツ収容所所長となるルドルフ・ヘス (Rudolf Höß) も若い頃様々なフライコールに参加しており、またミュンヘン揆の際にヒトラーの傍らで死亡した M. E. v. ショイブナー-リヒター (Max Erwin von Scheubner-Richter) もバルト地方のフライコールからカッパー揆に参加した一人であった。

ツイメラーによるとフライコールは植民地での個人の経験が暴力の伝播につながるという例証であるが¹¹⁸, フライコールに関しては, H. リドリーの『帝国主義的ルールの表象』と K. テーヴェライトの『男たちの身体』を引用しながらアフリカ体験によって引き起こされる白人の暴力を論じた S. H. ラザックの『暗黒の脅威と白馬の騎士』が興味深い。まずリドリーが指摘するのは、植民地というものとは国民的な男性性が試される場所であり、自己と自国の支配力の証明のためには暴力が自己正当化されるが、特に「アフリカの邪悪さ

¹¹⁶ Zimmerer: Die Geburt des ›Ostlandes‹ aus dem Geiste des Kolonialismus, S. 33.

¹¹⁷ Paul Michael von Lettow-Vorbeck: Heia Safari! Deutschlands Kampf in Ostafrika. Leipzig 1920.

¹¹⁸ Zimmerer: Die Geburt des ›Ostlandes‹ aus dem Geiste des Kolonialismus, S. 34.

を象徴するような土地”における生存競争を体験して平和な本国に帰還した者は、暴力を過小評価しがちになる、という点である¹¹⁹。そしてテーヴェライトは、人種的な支配は「家父長制のもっとも激越な表現」であり、「帝国主義が外向けに果たす役割を人種差別が国内で果たす」と説く¹²⁰。テーヴェライトはフライコールの団員たちによる手記や小説を研究し、彼らのファシスト的暴力の背景にあるのは女性性や異人種に対する恐怖と、それに対抗して自己顕示しなければ自己崩壊に至るのではないかという恐れであると分析する。よって彼らは男性による武装集団を組織し、殴打や鞭打ちといった、自己の支配権をすぐに証明できるような非軍事的暴力に頼る、と説いている¹²¹。ラザックはリドリ―とテーヴェライトの説を結びつけた上で¹²²、アフリカにおける国連平和維持軍の人種主義と新種の帝国主義を告発している。

ナチスの国家元帥ヘルマン・ゲーリング (Hermann Göring) の場合は、父親のハインリヒが1885年から5年間ナミビアの初代帝国行政官を勤めた。総督が派遣される以前の植民地政府の最高責任者である。父親のドイツ帰国後に生まれたヘルマンだが、その伝記においても、ニュルンベルク裁判における発言の際も、彼は父親の功績が自分に与えた影響を重視していたと言う¹²³。「自分は正義を行うのではない。絶滅し、殲滅する」、「いくつかの国民は殺されるべきだ」、「自分は略奪する。徹底的に略奪する」といった彼の語彙は、父親の植民地体験の影響ではないかとマドレーは推測している¹²⁴。

¹¹⁹ Hugh Ridley: *Images of Imperial Rule*. St. Martin's Press 1983, S. 71, 104, 141-157.

¹²⁰ Klaus Theweleit: *Männerfantasien*. Vol. 2: *Mannerkörper: zur Psychoanalyse des weissen Terrors*. Frankfurt a.M. 1977, S. 76. (クラウス・テーヴェライト『男たちの身体：白色テロルの精神分析のために』田村和彦訳 (法政大学出版局) 2004, 105, 106 頁。)

¹²¹ Theweleit: *Männerfantasien*. Vol. 2, S. 334-350. (『男たちの身体』, 403-425 頁。)

¹²² Sherene H. Razack: *Dark threats and white knights: the Somalia Affair, peacekeeping, and the new imperialism*. University of Toronto Press 2004, S. 58-61.

¹²³ Madley: *From Africa to Auschwitz*, S. 451.

¹²⁴ *Ibid.*, S. 452.

2-2-3. 優生学者たちと公共のディスコース

しかしツィメラーは、植民地の体験とナチズムの直線的な繋がりを考えるのは間違いであろうとも言う。彼の言う体験の連続性は、軍隊や大学、植民地学校や植民地研究所といった教育制度、あるいは学問や文学等のメディアを通して行われるアイデアや経験の蓄積と伝達、また集団的な記憶と言ったものをも意味している¹²⁵。例えばヴィッツェンハウゼン植民地学校の卒業生であった R. W. ダレ (Richard Walther Darré) は後にナチス政府の食料大臣を務め、親衛隊の人種移住局長官となった人物であるが、彼の時代の植民地奪回主義的な教えは民族的な運動と多くの接点を持っていた。ダレは植民地学校卒業後、農本主義的な民族主義団体である「アルタマーネン」に属し、そこでヒムラーや後のアウシュヴィッツ所長ヘスと出会い、特にヒムラーに大きな影響を与えたと言われている¹²⁶。非合法化された後のフライコールの団員が親衛隊に合流したように、アルタマーネンはヒトラー・ユーゲントに吸収された。またレンツブルク女子植民学校では1930年から親衛隊が教育プログラムに協力して人種学を教え¹²⁷、さらにロシア語も教えて東部占領地域にも卒業生を送っている¹²⁸。

学問に関して言えば、既に19世紀に「生存圏」という概念を作った地理学者の F. ラッツェル (Friedrich Ratzel) の他に、F. v. リヒトホーフェン (Ferdinand von Richthofen) が植民地獲得の際の地理学の有用性を説いており、ベルリン大学における彼の後継者である A. ペンク (Adolf Penck) はナ

¹²⁵ Zimmerer: Die Geburt des ›Ostlandes‹ aus dem Geiste des Kolonialismus, S. 32.

¹²⁶ Kiernan: Blood and Soil, S. 420ff.

¹²⁷ Linne: Deutschland jenseits des Äquators?, S. 34ff; Birthe Kundrus: Blind Spots: Empire, Colonies, and Ethnic Identities in Modern German History. In: Karen Hagemann/Jean Helen Quataert (Hg.): Gendering modern German History. Berghahn Books 2007, S. 91.

¹²⁸ Zimmerer: Die Geburt des ›Ostlandes‹ aus dem Geiste des Kolonialismus, S. 36.

チスの東方拡大政策や植民地奪回政策に協力している¹²⁹。しかしナミビアとの関連において常に言及されるのは、1908年にナミビアを訪れ、「レホポート¹³⁰・バスタード」と呼ばれたブルー人とアフリカ人の混血児に関する調査を行った人類学者のオイゲン・フィッシャー (Eugen Fischer) である。彼の本来の研究目的は、まだ未開の分野であった混血の科学的研究を行うことであつた。フィッシャーの師である F. v. ルーシャン (Felix von Luschan) は混血の問題を「学問的に調査されておらず、感情的にのみ扱われている」とし、そもそも現代のヨーロッパ民族は異人種混交の産物であると主張して「反・反ユダヤ主義協会」を創設した人物である¹³¹。科学的であろうとし、メンデルの法則が混血の場合にも適用されることを確認して混血による生殖能力の衰退という“迷信”を払拭しようとしたフィッシャーだが、政治的にはドイツ帝国の利害と距離を置くことができず¹³²、心情的には混血に反対であつた。彼は1913年に発表した『レホポート・バスタードと人間における混血の問題』において次のように書いている。「私たちは人種の混血がもたらすものについてまだあまり多くを知らないが、はっきりわかっているのは次の点である。即ち、劣等人種——黒人、ホッテントットその他であるが、彼らは劣等人種であり、このことを否定するのは夢想家だけである——の血を受け入れたヨーロッパ人およびその亜種は例外なく、この劣等要素を受け入れたことによって知的・文化的衰退を被った、ということである。(…)もし有色人種に対する不正を感じるのであれば、植民地など全く持たぬ方がよい。それは不滅の平和・平等主義的観点からすれば間違いなく不正だからだ。しかし幸いにして支配しているのはそのような観点ではなく、強者の健康な膨

¹²⁹ *ibid.*, S. 39.

¹³⁰ 英語が公用語となっている現在のナミビアでは、「レホボス」と呼ばれている。

¹³¹ Essner: »Border-line« im Menschenblut und Struktur rassistischer Rechtschreibung, S. 45.

¹³² 磯部裕幸「帝国意識，人類学，植民地主義—オイゲン・フィッシャーによるドイツ領南西アフリカにおける混血研究」(東京大学大学院 総合文化研究科 地域文化研究専攻 2000年度修士論文)

張力である。¹³³後半の主張は前述のトロータによる新聞記事の内容と非常に似通っている。H. フリードランダーによると、フィッシャー、E. パウアー、F. レンツの共著による1921年の『人間の遺伝学と優生学に関する概説』¹³⁴は、ヒトラーが獄中で読み、その内容を『わが闘争』に反映させた書物の一つであり、ニュルンベルク法の起草者たちによっても科学的な論拠として引用されていると言う¹³⁵。フィッシャーは1927年、カイザー・ヴィルヘルム・人類学研究所の所長となり、そのうち人類学部門を率いた。彼は1935年からゲシュタポの委託により、フランスによるルール地方の占領期間にフランスの黒人兵とドイツ人女性との間に生まれた「ラインライト・バスタード」と呼ばれる混血児たちの断種手術を行った3人の専門家のうちの一人であった¹³⁶。また、ナチスによる人種調査の際、“十分にアーリア的でない”ドイツ市民の“診断書”を書いている¹³⁷。彼が学問的に支援したE. ユスティン(Eva Justin)はシンティ・ロマ人の研究を行い、彼らの断種を要請した。彼女の被験者たちは皆強制収容所送りとなったと言われている¹³⁸。カイザー・ヴィルヘルム・人類学研究所の最も知られた研究員は、アウシュヴィッツで人体実験を行ったJ. メングレ(Josef Mengele)である。彼はフィッシャーの後任としてカイザー・ヴィルヘルム・人類学研究所長となったO. v. フェアシュアー(Othmar von Verschuer)の弟子であり、アウシュヴィッツから人体

¹³³ Eugen Fischer: Die Rehobother Bastards und das Bastardierungsproblem beim Menschen: anthropologische und ethnographische Studien am Rehobother Bastardvolk in Deutsch-Südwest-Afrika. Jena 1913, S. 302f.

¹³⁴ Erwin Bauer, Eugen Fischer, Fritz Lenz: Grundriß der menschlichen Erblichkeitslehre und Rassenhygiene. München 1921.

¹³⁵ Henry Friedlander: The Origins of Nazi Genocide: From Euthanasia to the Final Solution. UNC Press 1997, S. 11ff.

¹³⁶ Clarence Lusane: Hitler's black victims: the historical experiences of Afro-Germans, European Blacks, Africans, and African Americans in the Nazi era. New York 2002, S. 139. (1935年から1937年までの間、少なくとも385人の混血児と、不明な数の黒人女性が断種手術を受けたとされている。)

¹³⁷ Madley: From Africa to Auschwitz, S. 456.

¹³⁸ Isabel Fonseca: Bury me standing: the Gypsies and their journey. New York 1995, S. 258; Friedlander: The Origins of Nazi Genocide, S. 250f.

標本や採取血液を研究所に送る役割を果たした¹³⁹。以上のような経緯により、フィッシャーは比較肯定論者たちによって、ナミビアからアウシュヴィッツへと続く重要な地下水脈の一つと見なされている。

「ヘレロ・ナマの蜂起」が起きた時、ライン伝道協会の宣教師であったエルガーが協会に宛てて次のように報告している。「ドイツ人に対するヘレロの憤慨の本来の理由は疑いもなく、ここの平均的なドイツ人による原住民への偏見とその扱い方にある。ドイツ人は原住民を狒々（ドイツ人が最も好んだ原住民の渾名だが）か何かのように扱い、彼らは白人にとって有用な限りにおいてのみ生存する権利があると考えている。よって白人にとっては馬や牛の方が彼らより価値があった。このような考えから、原住民に対する酷使や詐欺、搾取、不正や強姦といったことが余りにも頻繁に起きるのだ。殺人でさえ珍しくはない。」¹⁴⁰ マドレーは、科学的であろうとしたフィッシャーがそのようなナミビアのドイツ人たちから人種主義的影響を受けた可能性についても指摘している¹⁴¹。またツィメラーは、「ヘレロ・ナマの蜂起」に対するドイツ本国での注目・関心・人気によって、これらの暴力を許容する土壌が生まれたと言う¹⁴²。植民地文学やカール・マイの作品でさえ、征服者＝文明の伝達者という観念を植え付け、「優等民族」と「劣等民族」、「主人」と「従僕」といった植民地的な二分法が国民に広く浸透していった。彼によると、植民地支配の伝統は、本当は一般的に考えられているよりも深く人々の間に浸透しているのである¹⁴³。

R. ケスラーも、植民地戦争に関する公共のディスコースが暴力に対する心

¹³⁹ Friedlander: *The Origins of Nazi Genocide*, S. 135.

¹⁴⁰ Drechsler: *Südwestafrika unter deutscher Kolonialherrschaft*, S. 349.

¹⁴¹ Madley: *From Africa to Auschwitz*, S. 454.

¹⁴² Jürgen Zimmerer: *Kriegsgefangene im Kolonialkrieg*. In: Rüdiger Overmans (Hg.): *In der Hand des Feindes: Kriegsgefangenschaft von der Antike bis zum Zweiten Weltkrieg*. Köln 1999, S. 294.

¹⁴³ Zimmerer: *Die Geburt des ›Ostlandes‹ aus dem Geiste des Kolonialismus*, S. 42.

理的な抵抗を低くしたと説く。例えば植民地から送られた捕虜の処刑や強制収容所の絵葉書、戦争筆、「ホッテントット選挙」の際の愛国的な議論などであるが、そのような好戦的なディスコースは、軍事的・体験的継続性と同様の浸透力があつただろうと彼は言う¹⁴⁴。ギュンター・グラスの『私の一世紀』において、1904年の出来事として「ヘレロ・ナマの蜂起」が登場し、K. リーブクネヒトの行動が軍隊の出動によって弾圧されたことに関連付けられ、「ちょうど南西アフリカみたいにな。あそこではおれらの兵士たちがホッテントットどもをみんな追っ払っちゃったからな…」¹⁴⁵と語られているのもあるいはその証左の一つであろうか。ケスラーは上記のような殺戮を肯定する公共のディスコースを「パブリック・ジェノサイド」¹⁴⁶と呼んでいる。

3. 比較反対論

以上見てきたような「植民地ジェノサイド／ホロコースト比較論」に反対する“比較反対論者”たちの論拠は、恐らく以下の4点にまとめることが可能であろう。

3-1. 反ユダヤ主義との相違

比較反対論を最も強力に推し進めているのは、ハンブルクの社会研究所の研究員であるB. クンドゥルスであるが、彼女の中心的な主張は、植民地における人種差別とドイツにおける反ユダヤ主義は異質のものだという点である。彼女は「ウイントフークからニュルンベルクへ？」¹⁴⁷という論文におい

¹⁴⁴ Reinhart Kössler: From Genocide to Holocaust? Structural parallels and discursive continuities In: Afrika spectrum. Vol. 40. 2005. 2, S. 314.

¹⁴⁵ Günter Grass: Mein Jahrhundert. Göttingen 1999, S. 22. (ギュンター・グラス『私の一世紀』林睦實・岩淵達治訳(早稲田大学出版部)2001, 22頁。)

¹⁴⁶ Kössler: From Genocide to Holocaust?, S. 315.

¹⁴⁷ Birthe Kundrus: Von Windhoek nach Nürnberg?: Koloniale »Mischehever bote« und die nationalsozialistische Rassengesetzgebung. In: Dies. (Hg.):

て、アフリカ人に対する差別を「人類学的人種主義」と呼んで宗教的な背景を持つ反ユダヤ主義と区別し、この二種の人種主義が第三帝国では同質に扱われなかったと主張する。ニュルンベルク法にはシンティ・ロマ人と黒人、その混血児についても婚姻禁止条項があるが、ユダヤ人の階層的分類は宗教が基準となっていた一方で、アフリカ人の場合は人種の基準としてアメリカ合衆国におけるような「ワン・ドロップ・ルール」が適用され、迫害の実態は一樣ではなかった¹⁴⁸。しかもユダヤ人は「寄生虫」と呼ばれたことから分かるように“内なる敵”として考えられており¹⁴⁹、その「世界陰謀説」なども植民地には存在しなかった。クンドルスによると、ナチスの場合「国際的ユダヤ性 (Weltjudentum)」に対する恐怖の方が人種主義よりも大きな迫害の要因であったし¹⁵⁰、植民地の異人種間婚姻の禁止は人種の純粋性に関わるというより白人としての「名誉」と「権力維持」の問題であった¹⁵¹。それゆえ彼女は、植民地で施行されたような異人種間婚姻禁止令¹⁵²と同様の法律が本国のドイツ帝国には存在しなかった点を指摘し、この差別の継続性は第三帝国以前に全く断絶された¹⁵³と説く。

日本におけるナミビア史研究家の永原陽子も、ヘレロとユダヤ人を同列に論じることには反対している。2001年にヘレロのグループによってジェノサイドの被害に対する補償請求訴訟が起こされた時、グループの代表者であるK. リルアコは特にドイツ政府に対する訴訟の際、「我々は絶滅させられたユ

Phantasiereiche: Zur Kulturgeschichte des deutschen Kolonialismus. Frankfurt. a. M. 2003, S. 110-131.

¹⁴⁸ Kundrus: Von Windhoek nach Nürnberg?, S. 114.

¹⁴⁹ Ibid., S. 111f.

¹⁵⁰ Birthe Kundrus: From the Herero to the Holocaust? Some remarks on the current debate. In: Afrika spectrum. Vol. 40. 2005. 2, S. 304;.

¹⁵¹ Birthe Kundrus: Moderne Imperialisten: Das Kaiserreich im Spiegel seiner Kolonien. Köln 2003, S. 278.

¹⁵² 1905年のナミビアに次いで1906年に独領東ドイツで、1912年に独領サモアで同様の禁止令が出された。

¹⁵³ Kundrus: Moderne Imperialisten, S. 279.

ダヤ人と同等である。ドイツは流されたユダヤの血に対して補償金を支払った。我々も補償を求めている」と語り¹⁵⁴、ユダヤ人との差異は自分たちが黒人であるという点のみだとして差別的な扱いを非難した¹⁵⁵。このような補償要求運動のレトリックはドイツ市民に対しては訴えるところがあったが¹⁵⁶、「ヘレロ」を「ユダヤ人」に重ね合わせて被害を語ることはナミビアの複雑な民族政治の構造を「民族本質主義的な方向で強化」¹⁵⁷してしまう、というのが永原の見解である。

3-2. 植民地におけるジェノサイド的暴力の歴史

次に挙げるべき比較反対論者の主張は、植民地支配には多くのジェノサイド的現象や人種主義の歴史があり、ナチスがナミビアの体験から学んだと断言することはできないとする点である。例えばクンドゥルスは、ナチスの黒人に対する人種基準である「ワン・ドロップ・ルール」がアメリカ合衆国を起源とし、ナチス時代には他国の人種法に関する研究が多く行なわれていたと言う¹⁵⁸。さらに彼女は、コンゴを支配したレオポルド二世に仕えたドイツ人たちが原住民の抑圧の方法や焦土作戦を体験したという J. B. ヘーヴァルトの研究結果を引用し¹⁵⁹、「ヘレロ・ナマの蜂起」とホロコーストの共通点である人種戦争的現象は常に植民地支配や戦争の際に生じていることであり¹⁶⁰、それは古代の戦争から植民地とナチズムを経て、ヴェトナム戦争やユーゴ紛争へとエスカレートしてきたものであるとしている¹⁶¹。また、ヒト

¹⁵⁴ Sarkin: Colonial Genocide and Reparations Claims in the 21th Century, S. 149.

¹⁵⁵ Allan D. Cooper: Reparations for the Herero Genocide: Defining the Limits of International Litigation. In: African Affairs. Vol. 106/No. 422. 2006, S. 118.

¹⁵⁶ 永原陽子「ドイツと西南アフリカ／ナミビア」, 22 頁。

¹⁵⁷ 永原陽子「ナミビアの植民地戦争と「植民地責任」」, 240 頁。

¹⁵⁸ Kundrus: Von Windhoek nach Nürnberg?, S. 119.

¹⁵⁹ Kundrus: From the Herero to the Holocaust?, S. 301.

¹⁶⁰ Ibid., S. 304.

¹⁶¹ Birthe Kundrus: Von den Herero zum Holocaust? Einige Bemerkungen zur

ラーの独白録に見られる多くの“植民地発言”も、彼が大英帝国の植民地支配に対して抱いていた羨望を反映するものであり、「ロシアは我々のインドである」といった発言からも分かる通り、彼は漠とした大帝国のイメージを描いていたのであり、過去の特定の植民地経験を範としていたのではないと彼女は主張する¹⁶²。

植民地支配の長い暴力の歴史をより強調しているのは R. ゲアヴァルトと S. マリノフスキーである。彼らは「ハンナ・アーレントの亡霊」という共著において、原住民の富の強奪や組織的な破壊は植民地支配の常套手段であるとし、特に「絶滅戦争」と呼び得る前例として、アメリカのフィリピン支配、スペインのキューバ支配、19世紀中盤のフランスによるアルジェリアでの殺戮を挙げている¹⁶³。これらの植民地戦争では例えばフィリピン人に対する「10歳以上の人間すべて」の射殺命令¹⁶⁴のように、トロータの「絶滅命令」によく似た殺戮命令が出されており、それらは西洋の植民地の遺産として歴史に記憶されていると彼らは言う¹⁶⁵。「強制収容所」¹⁶⁶も既に19世紀末にスペイン軍によってキューバに作られており、それがイギリスに影響を与えて1900年の第二次ブール戦争の際に使用された。その後アメリカもフィリピンで強制収容所を作っており、ナミビアで同様の方法が使われたのはその2年後である¹⁶⁷。よって二人は「ヘレロ・ナマの蜂起」によってタブーが破られ

aktuellen Debatte. In: *Mittelweg* 36. 4/2005, S. 87.

¹⁶² Birthe Kundrus: Kontinuitäten, Parallelen, Rezeptionen: Überlegungen zur »Kolonialisierung« des Nationalsozialismus. In: *Werkstatt Geschichte*. 43. Essen 2006, S. 57-61.

¹⁶³ Robert Gerwarth/Stephan Malinowski: Hannah Arendt's Ghosts: Reflections on the Disputable Path from Windhoek to Auschwitz. In: *Central European History*. 42. Issue 2. 2009, S. 286-289.

¹⁶⁴ *Ibid.*, S. 286.

¹⁶⁵ *Ibid.*, S. 287.

¹⁶⁶ 石田勇治によると、「強制収容所」の始まりは1830年代にアメリカ先住民のチェロキー族を強制移住させようとした合衆国軍が一次的に作ったものだという。(石田勇治「比較ジェノサイド研究の射程——20世紀前半の事例から——」In: 「現代史研究」第50巻。2004, 75頁。)

¹⁶⁷ Gerwarth/Malinowski: Hannah Arendt's Ghosts, S. 288f.

たというツィメラの説に異議を唱える。さらに彼らは、植民地の暴力は権威主義的な国家に限ったことではなく、暴力的な植民地支配の長い歴史を持つ国々は20世紀を通して民主国家であったことを指摘し、よって「ナミビアからアウシュヴィッツへ」の理論は破綻すると説く¹⁶⁸。P.グロッセも植民地支配の形態はどこでも本質的に似通ったものだったとし、ドイツの特異性は他の宗主国と違って膨張主義の頂点において植民地を失い、その体験が第一次世界大戦以前の「人種」と「拡張」の理念を急進化させたことだと説く¹⁶⁹。ゲアヴァルトとマリノフスキーも彼に賛同し、ファシスト的暴力の勃発はむしろ第一次大戦後の革命や内乱時の後に起こったと見るべきだと主張している¹⁷⁰。

3-3. 体験的連続性への疑問

アーレントはドイツ語版の『全体主義の起原』において、「南アフリカでなされた経験がヨーロッパにはね返って影響を与えるようになるまでにはかなりの時間がかかった」¹⁷¹と記し、ツィメラもこの継続性を議論する際には個人的な連続性の検証が最も難しい作業であることを認めている¹⁷²。比較反対論者もやはりこの点に関して大きな疑問を表明している。クンドルスはフライコールの活動や第一次世界大戦における元植民地防衛軍兵士によるアンデンヌ市民の殺害命令等に個人的連続性の存在を有る程度認めているが¹⁷³、それでもナチスが「ヘレロ・ナマの蜂起」をモデルとした証拠はない

¹⁶⁸ Ibid., S. 289f.

¹⁶⁹ Pascal Grosse: "What Does German Colonialism Have To Do With National Socialism?" In: Eric Ames/Marcia Klotz/Lora Wildenthal (Hg.): Germany's colonial pasts. Nebraska Press 2005, S. 118.

¹⁷⁰ Gerwarth/Malinowski: Hannah Arendt's Ghosts, S. 291.

¹⁷¹ Arendt: Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft, S. 313. (『全体主義の起原 2：帝国主義』135頁。)

¹⁷² Zimmerer: Die Geburt des ›Ostlandes‹ aus dem Geiste des Kolonialismus, S. 33.

¹⁷³ Kundrus: From the Herero to the Holocaust?, S. 302.

と言う¹⁷⁴。彼女によると、そもそも植民地での体験と第一次世界大戦との関連がまだよく解明されておらず¹⁷⁵、さらに第一次世界大戦から第二次世界大戦までの20年もの隔たりを考えると、植民地体験とナチズムとの継続性を確認するのは困難だということになる¹⁷⁶。ゲアヴァルトとマリノフスキーは知識や個人的体験の重要度は測ることができないとしながらも¹⁷⁷、植民地支配がどのように1918年以降の反ユダヤ主義に影響したのかという問いが継続性説の核となるべきだと考えており、人種学や優生学の場面での継続性がさらに検証されるべきであると主張する¹⁷⁸。このことに関して実証的な証明ができない限り、植民地と第三帝国の継続性説はドイツの絶滅戦争の意味論的再定義の範囲内に止まっている¹⁷⁹、というのが彼らの比較論批判なのである。

3-4. ドイツ中心主義・ヨーロッパ中心主義

最後に比較論への反論として挙げる点は、実は比較論の入り口における問題である。つまり、アフリカ史の現場にドイツ史との比較を持ち込むのはドイツ中心主義およびヨーロッパ中心主義の表れであるという批判である。まずこのように反論したのはナミビアの歴史家であった。特に、本来反植民地主義の立場を取るB.ラウが、まずドレクスラーらドイツの歴史家による「ジェノサイド」論に実証的立場からの反論を唱え、ドイツ植民地省やイギリス議会の資料に依拠した彼らの研究をヨーロッパ中心主義的な限界を持つものとして批判した¹⁸⁰。このようなナミビアの歴史家たちにとってはドイツの歴史家たちによる研究は「ドイツ史の利害によるナミビア史の悪用」と感じ

¹⁷⁴ Ibid., S. 305.

¹⁷⁵ Kundrus: Von den Herero zum Holocaust?, S. 86.

¹⁷⁶ Kundrus: Kontinuitäten, Parallelen, Rezeptionen, S. 61.

¹⁷⁷ Gerwarth/Malinowski: Hannah Arendt's Ghosts, S. 291.

¹⁷⁸ Ibid., S. 298.

¹⁷⁹ Ibid., S. 297.

¹⁸⁰ 永原陽子「ドイツと西南アフリカ／ナミビア」、22, 23頁。

られ、さらには「ナミビアのディスコースに対する西ドイツのグループ・テロだ」といった感情的発言も生まれるに至ったと言う¹⁸¹。

また永原陽子も、「ナチズムとの連続性を意識するドイツ史家(傍点筆者)」によって「植民地の歴史をめぐる具体的な史実はともすれば軽んじられ、「ホロコーストの先駆としての植民地戦争」という図式のみが一人歩きがちである」¹⁸²として、この継続性の主張に「主たる関心を注いでいる」彼らを「きわめてドイツ中心主義的である」¹⁸³と言って非難している。

継続性に関する研究の必要性を認めるクリューガーも、その際研究者の意図に反して植民地で起きたことの研究が軽視されてしまう恐れがあると危惧している¹⁸⁴。クンドルスは、そもそもホロコーストが科す重荷の大きさのためにドイツの植民地研究が立ち後れてきたことを考えると、現在この二つの関連が論じられていることは皮肉な現象だと言い、その背景にメディア政治の存在を見ている¹⁸⁵。彼女によると、この継続性の強調は「ドイツの歴史記述において、第三帝国の陰から独立した場所に植民地支配それ自体の正当な場所を設ける試みを挫折させる恐れがある」¹⁸⁶。なぜなら植民地の歴史は今まさに「第三帝国の陰」から逃れ出ることを欲しているからである¹⁸⁷。最終的に彼女はこの比較研究が持つ意義自体に疑念を呈し¹⁸⁸、この二つのジェノサイドの間にあるのは継続性ではなく、状況的条件下で生じた類似性であ

¹⁸¹ Kössler: *Genocide, Apology and Reparation*, S. 9, 13.

¹⁸² 永原陽子 「「人種戦争」と「人種の純粋性」をめぐる攻防」, 325頁。

¹⁸³ 同 「「植民地責任」試論——ヘレロ補償問題を手がかりに——」 In: 「歴史評論」 No.677, 2006, 13頁。

¹⁸⁴ Gesine Krüger: *Vergessene Kriege: Warum gingen die deutschen Kolonialkriege nicht in das historische Gedächtnis der Deutschen ein?* In: Nikolaus Buschmann/Dieter Langewiesche (Hg.): *Der Krieg in den Gründungsmythen europäischer Nationen und der USA*. Frankfurt a. M. 2003, S. 127f.

¹⁸⁵ Kundrus: *Von den Herero zum Holocaust?*, S. 83.

¹⁸⁶ Kundrus: *From the Herero to the Holocaust?*, S. 300f.

¹⁸⁷ Kundrus: *Von den Herero zum Holocaust?*, S. 83.

¹⁸⁸ Kundrus: *From the Herero to the Holocaust?*, S. 300.

ると断言している¹⁸⁹。

4. この論争の成果と今後の注目点

最後に、この新しい歴史論争の現在までの展開を概観し、この論争がもたらした成果とその連関において今後注目すべきと思われる点について考察してみたい。

比較肯定論、比較反対論共にそれぞれの説得力と短所を持っている。例えばツィメラーは反ユダヤ主義という問題を過小に扱っているし¹⁹⁰、ケスラーの言う公共のディスコースにおける連続性も実証的な例証が十分とは言えない。一方、反対論者のクンドルスにはヘレロの虐殺とナチスの東部戦線での状況に対する関心が不足しているように思われる¹⁹¹。例えば彼女は二つのジェノサイドの相違点として、植民地では原住民の「労働力」が重視された一方でナチスにとっての「労働力」は後景に退いていたことを挙げているが¹⁹²、それでは数百万と言われるナチスによる強制労働者の数が説明できない。一般に絶滅させるのが目的だったと考えられているユダヤ人の強制労働についても、「戦争に勝利を収めるために、ユダヤ人から最大限の経済的貢献をひきだそうという必要性」があったとゴールドハーゲンは述べている¹⁹³。このように、比較反対論者の議論には誤謬や矛盾が散見される。またヘレロ絶滅戦争が「タブー破り」であったという説にゲアヴァルトとマリノフスキーは反論するが、ドイツ国内での通時的文脈においてはタブー説は説得力を持

¹⁸⁹ Kundrus: *Kontinuitäten, Parallelen, Rezeptionen*, S. 62.

¹⁹⁰ Gerwarth/Malinowski: *Hannah Arendt's Ghosts*, S. 291.

¹⁹¹ Kössler: *Genocide, Apology and Reparation*, S. 11; Zimmerer: *Von Windhuk nach Warschau*, S. 119f.

¹⁹² Kundrus: *Moderne Imperialisten*, S. 279.

¹⁹³ Daniel Jonah Goldhagen: *Hitler's willing executioners: ordinary Germans and the Holocaust*. London 1996, S. 284. (ダニエル・J.ゴールドハーゲン『普通のドイツ人とホロコースト』望田幸男監訳(ミネルヴァ書房)2007, 366頁。)

ち得る。比較反対論者たちはケスラーが批判する通り、あたかも肯定論者たちが植民地ジェノサイドとホロコーストを同一のものと主張しているかのごとく、同質性に収まらない些細な点に拘泥しようとする傾向を持つが¹⁹⁴、比較肯定論者たちが主張しているのは植民地ジェノサイドがホロコーストの直接の前提を成したということではなく、それがナチズムの暴力行使へ至る多くの道の、恐らくは重要性を持つ幾つかを準備したということなのである。例えば B. キールナンと M. ブルムリクは、ドイツ軍が「ヘレロ・ナマの蜂起」の後に第一次世界大戦時の同盟国トルコにおいてアルメニア人のジェノサイドを経験したとして、ナミビアからトルコを経て第三帝国へ至る関連性にも言及している¹⁹⁵。

本稿執筆時の2009年末までの議論の様相を眺めてみると、ブルムリクや U. G. ポイガーらが指摘する通り、比較肯定論の方が信用性を増しているという印象を与える。ポイガーは、現在の歴史学者たちは植民地支配がナチズムを多様な方法によって準備したことについてほぼ合意したように思われる、と語っている¹⁹⁶。

B. ラウらのドイツ側の研究に対する反論は、歴史の“所有者”は誰かという本質的な疑問に注意を喚起して大変興味深い。植民地支配という現象はポストコロニアリズムも含めて双方向的な一つの長い過程であり、様々な文化的・社会的状況が複雑に絡み合って生じたものである。戦争というかたちの問題解決も同様である。よってドイツ研究対ナミビア研究のように両者を分けて考えることはできない。そしてこの歴史的過程は、遡及的に関連している動きもあれば発展的に収斂していくものもあるであろう。たとえヨーロッパ中心主義に反対するためであっても、ラウのアプローチのようにこの

¹⁹⁴ Kössler: *Genocide, Apology and Reparation*, S. 11.

¹⁹⁵ Kiernan: *Blood and Soil*, S. 37, 395; Micha Brumlik: *Das Jahrhundert der Extreme*, S. 19-36.

¹⁹⁶ Brumlik: *Das Jahrhundert der Extreme*, S. 28; Uta G. Poiger: *Imperialism and Empire in Twentieth-Century Germany*. In: *History & memory*. No. 17. 2005, S. 122.

二つを分離して考えることは複雑な歴史的過程の再構成には至らない¹⁹⁷、というケスラーの反論は恐らく正当なものと思われる。

また、植民地で実際に起きたことの研究が疎かにされ、ナミビアにおける植民地支配はナチスの拡張政策の前段階としてのみ解釈される、といった憂慮は杞憂であったか、その可能性は減じてきているように見える。そもそも代表的な比較肯定論者であるメルバーやツィメラーは、永原論文が誤解したようにドイツ史家ではなく、アフリカ史研究者たちなのである。その研究成果にクリューガーやヘーヴァルトらの実証的な研究が蓄積され、また彼らの協力関係を考えると、ドイツ中心主義的方向が強化されるとは考え難い。そもそも比較肯定論者の目的は、クンドゥルスが言うように植民地の歴史を第三帝国に付随する部分として扱うことではなく、むしろ第三帝国の犯罪をドイツ帝国時代から継続されてきた植民地化計画の過程として捉え、植民地研究の地平を広げようとする事だったと考えられる。それは比較ジェノサイド研究の成果と重なり、補完し合う部分がある。「存在した民族殺戮はどれも植民地的性格を持っている」¹⁹⁸ というツィメラーの発言や、「植民地主義とは、行われる場所が国内か国外かを問わず、本質的にジェノサイド的である」¹⁹⁹ というシャラーの主張は、そのような背景において成されたものであろう。

恐らくは「植民地ジェノサイド／ホロコースト比較論」の影響により、既にナチズム研究の分野にもナチスの東部拡張主義を植民地化計画と捉える論文が存在する²⁰⁰。例えばファーバーとロウアーによると、ホロコーストが典

¹⁹⁷ Kössler: *Genocide, Apology and Reparation*, S. 10.

¹⁹⁸ Jürgen Zimmerer: *Kolonialer Genozid? In: Enteignet, Vertrieben, Ermordet*, S. 123.

¹⁹⁹ Schaller: *From Conquest to Genocide: Colonial Rule in German Southwest Africa and German East Africa*. In: *Empire, Colony, Genocide*, S. 317.

²⁰⁰ Diemut Majer: *Das besetzte Osteuropa als deutsche Kolonie (1939-1944): Die Pläne der NS-Führung zur Beherrschung Osteuropas*. In: *Gesetzliches Unrecht*, S. 111-134; Wendy Lower: *Hitler's "Garden of Eden" in Ukraine: Nazi Colonialism, Völkische and the Holocaust, 1941-1944*. In: Jonathan Petropoulos/John K. Roth (Hg.): *Gray zones: ambiguity and compromise in*

型的なジェノサイドではなかったのはユダヤ人がナチスにとって「野蛮人」であると同時にドイツに寄生する成功した「植民者」であったからである。しかも東部ユダヤ人はドイツの土地の悪性の「植民者」であり、ウクライナでは彼らは敵対するイデオロギーであるポリシェヴィズムの推進者であった²⁰¹。このような複雑な感情がユダヤ人に対する迫害を苛烈にした。それはナチズムによる反ユダヤ主義の「再生」に関する一つの解釈であろう。またツイメラールによると、植民地体験が20世紀ヨーロッパにおける暴力の歴史にもたらした影響に言及する歴史書も現れていると言う²⁰²。

アフリカ史家のA. エックハートは、宗主国と植民地の間に存在する暴力の継続性は、ナミビア・ドイツ間といった一つの支配関係のみならず、「マウマウ戦争」が起きた英領ケニアや「マジマジ反乱」を体験した独領タンザニアといった、植民地地域全体との関連においても検証されるべきだとしている。そして彼は、ナミビアで生じた植民地戦争とジェノサイドは、比較ジェノサイド研究がより体系的に植民地主義の研究との連関によって行われることを強く要請するものであると言う²⁰³。このような体系的研究はまさに発展途上ではあるが成果も多くもたらしており²⁰⁴、「ジェノサイド／ホロコースト

the Holocaust and its aftermath. Berghahn Books 2007, S. 185-204.

²⁰¹ Furber/Lower: Colonialism and Genocide in Nazi-occupied Poland and Ukraine, S. 375f.

²⁰² Vgl. Volker Berghahn: Europa im Zeitalter der Weltkriege: Die Entfesselung und Entgrenzung der Gewalt. Frankfurt a. M. 2002; Dan Diner: Das Jahrhundert verstehen: eine universalhistorische Deutung. München 1999.

²⁰³ Andreas Eckert: Namibia—ein deutscher Sonderweg in Afrika? Anmerkungen zur internationalen Diskussion. In: Völkermord in Deutsch-Südwestafrika, S. 236.

²⁰⁴ 例として以下のような研究書を挙げることができるだろう。Robert Gellately/Ben Kiernan: The specter of genocide: mass murder in historical perspective. Cambridge University Press 2003; A. Dirk Moses: Genocide and settler society: frontier violence and stolen indigenous children in Australian history. Berghahn Books 2004; Ben Kiernan: Blood and soil: a world history of genocide and extermination from Sparta to Darfur. Yale University Press 2007.

比較論」もそのような作業の一部として捉えるべきであろう。

そもそもこの比較論が持つ興味深さは、それが提起した問題の射程の広さにあると思われる。ドイツによる植民地支配の歴史は、第二次世界大戦後長い間忘却されていたに等しく、クリューガーはそれを「ドイツの記憶地図の中の空白地帯」²⁰⁵と呼んだほどであったが、比較論はその空白地帯に関心を喚起し、長く行われずにいた植民地支配と第三帝国の連関を問題化するという二つの課題に挑んだ。そして本稿の冒頭で述べたように、必然的に戦後におけるドイツ歴史学史上の諸論争が取り上げた問題すべてとの接点を示し²⁰⁶、歴史記述における視座を広げた。それはこの比較論の大きな成果と言えるのではなかろうか。

そして興味深いのは、比較肯定論者たちの議論が総体的に「ドイツの特殊な道」論の再燃に繋がっていかないことである。もちろんクンドゥルスも認める通り、ドイツだけが20世紀に二度のジェノサイドを起こした経緯は問われなければならないし、ドイツ史の“伝統”に則って「特殊な道」に言及する研究者もいるが、それは主にハルやR. A. ベルマン²⁰⁷といったアメリカ合衆国の研究者であり、ドイツの研究者たちはむしろ「特殊な道」論から距離を取ろうとしているように見える。ドイツと他のヨーロッパの宗主国との相違を論じたグロッセも「特殊な道」という語彙は使わず、むしろこの議論の文脈におけるその存在を否定しているし²⁰⁸、ツィメラーは、ナミビアにおけ

²⁰⁵ Krüger: *Vergessene Kriege*, S. 120f.

²⁰⁶ 例えばクンドゥルスが以下の文献に記しているような、この論争が「植民地の記憶の抑圧に対して過剰な補償を行っているかのようなものである」という見解は、ヴァルザー＝ブービス論争を思い起こさせる。(Birthe Kundrus: *Germany and its Colonies: Introduction*. In: Prem Poddar/Rajeev S. Patke/Lars Jensen/John Beverley (Hg.): *Historical Companion to Postcolonial Literatures: Continental Europe and Its Empires*. Edinburgh University Press 2008, S. 201.)

²⁰⁷ ベルマンの言う「ドイツの特殊な道」は、ヘルダーやG.フォルスターらの反植民地主義の伝統を挙げ、原住民をドイツ化しなかったこと等を指摘する肯定的な意味での「特殊な道」である。(Russell A. Berman: *German Colonialism: Another Sonderweg?* In: *The European studies journal*. Vol. 16. 1999, S. 25-36.)

²⁰⁸ Grosse: "What Does German Colonialism Have To Do With National Social-

るジェノサイドは「ローカルなナミビア問題でもドイツの問題でもなく、また植民地の歴史における孤立した出来事でもない。むしろそれは暴力の勃発というグローバルな歴史の中での一つの突出した出来事である」と述べている²⁰⁹。ドイツのメディアもこの「ジェノサイド／ホロコースト比較論」が「ドイツの国民的な自己同定論争に安易にはめ込まれてしまう」²¹⁰ことを警戒していることを見ると、ドイツの世論にはもはや「特殊な道」論を受け入れる土壌がなく、むしろそのような議論に早く終止符を打とうとしているかのようである。それは冷戦構造の崩壊後に現れたという「今やドイツは普通の国なのだ」²¹¹という意識の延長であろうし、2006年のFIFAワールドカップ開催の成功によってその意識はさらに強化されたように思われる。

また、ケスラーがドイツ帝国とヴァイマル共和国で起きたことの「消尽点」²¹²と呼んだホロコーストについても、「歴史家論争」の時代から20年を経た現在、ある意味での相対化が行われている。詳細は石田勇治の『過去の克服』において述べられているが²¹³、つまりホロコーストはドイツだけの問題、あるいはナチスだけの問題ではないという認識が共有されつつあるということである。それはホロコーストの唯一性の否定と同じではないが、同時にホロコーストを「近代の病理」と見る“ホロコーストの普遍化”も既に起きている。そのような認識と「ジェノサイド／ホロコースト比較論」の全体に看取できるような一国主義からの脱却願望を合わせて考えると、クリューガー

ism?”, S. 129.

²⁰⁹ Jürgen Zimmerer: Das Deutsche Reich und der Genozid: Überlegungen zum historischen Ort des Völkermordes an den Herero und Nama. In: Larissa Förster/Dag Henrichsen/Michael Bollig (Hg.): Namibia-Deutschland: Eine geteilte Geschichte. Widerstand, Gewalt, Erinnerung. (Begleitband zur gleichnamigen Ausstellung in Köln und Berlin 2004.), S. 119.

²¹⁰ Udo Wolter: “Zeichen der Versöhnung” In: Konkret. Heft 1. 2005, S. 35.

²¹¹ 石田勇治「ショアの〈現在〉揺らぐ「国民統合」の神話——ヨーロッパ、中東、そして日本（上）」In: 「世界」（629）（岩波書店）1996, 12, 294頁。

²¹² Kössler: From Genocide to Holocaust?, S. 310.

²¹³ 石田勇治『過去の克服』（白水社）2002, 特に309頁以降。

が言うような「記憶文化のグローバル化」²¹⁴が進展しているということになるのであろう。

最後にこれらの状況を踏まえて注目したいのは、「植民地責任論」の行方である。「植民地責任論」とは永原陽子によると、奴隷制や植民地主義の過去に関する責任が問われ始めた90年以来、人々の意識に上ってきた概念であると言う。そして2001年に国連が主催した「ダーバン会議」²¹⁵において初めて植民地主義に対する「遺憾の意」が国際社会によって明文化された。それと前後して、ハイチやケニアによる植民地時代の補償を求める動きや、あるいはフランスやアメリカで奴隷制や植民地主義を反省する動きなどが徐々に起こり始めている²¹⁶。それは「法的な罪」とは異なるより高い次元での倫理的責任が国家と国際社会に対して問われ始めていることを意味している。自分たちをホロコーストの犠牲者と同列に置いて賠償を要求したヘレロの訴訟は却下されたものの、彼らの国であるナミビアは結局2007年に「特別イニシャティヴ」の設立についてドイツと合意し、2008年からドイツによる事実上の賠償金支払いを受けている。それは2004年に行われたドイツの経済協力相による植民地ジェノサイドに対する謝罪から始まった動きであるが、新しいナミビア史研究や比較ジェノサイド研究の発展がなければこの謝罪も恐らく行われ得なかったであろう。前例としてのドイツによる謝罪や「特別イニシャティヴ」の設立、またエッカートが要請したような体系的な植民地研究の進展が、今後国際社会における「植民地責任論」に何らかの影響を与えて植民地支配の反省を促す動きとなるのか、そして植民地支配を受けた人々の尊厳の復権に繋がっていくのか、今後長い目で見守っていくべき点の一つであろう。

²¹⁴ Krüger: Vergessene Kriege, S. 134.

²¹⁵ 正式名称は「人種主義、人種差別、排外主義および関連した不寛容に反対する国際会議」。

²¹⁶ 永原陽子（編）『「植民地責任」論』。

Internationale Debatte um die Kontinuität vom deutschen Kolonialgenozid in Namibia zum Nationalsozialismus

Miyuki SOEJIMA

Seit den neunziger Jahren, in denen durch die Wiedervereinigung Deutschlands und die Unabhängigkeit Namibias die Geschichtsforschung vom ehemaligen Deutsch-Südwestafrika erleichtert wurden, entstand eine internationale historiographische Debatte. Bei diesem neuen Historikerstreit handelt es sich um die Kontinuität vom deutschen Kolonialgenozid 1904-1908 in Südwestafrika, genannt Herero und Nama Aufstand, zum nationalsozialistischen Völkermord im zweiten Weltkrieg.

Bei der Kontinuitätstheorie wird an die klassische These von Hannah Arendt angeknüpft, insbesondere den Rassismus des Imperialismus als »Treibhaus« des Totalitarismus zu sehen, und die heutigen Befürworter dieser Theorie, unter denen Jürgen Zimmerer der engagierteste ist, behaupten, dass man in zwei Kategorien die Vorläuferrolle des deutschen Kolonialgenozids für die nationalsozialistische Kriegsführung in Osteuropa konstatieren kann: Erstens geht es um „strukturelle Parallelen“. Bei den beiden Kriegen spielte das Konzept von Rasse und Raum eine entscheidende Rolle, und demzufolge waren sie Rassen- und Vernichtungskämpfe um Lebensraum, durchgeführt durch Konzentrationslager, Zwangsarbeit und Deportation der „Eingeborenen“. Zweitens sind „Rezeptionskanäle“ feststellbar, das sind persönliche Erfahrungen, institutionelle Speicherung und kollektive Imagination, die z.B. durch Freikorpsbanden, Kolonialschule, anthropologische Rassenkunde oder Kolonialliteratur usw. weiter gegeben wurden.

Die Opponenten dieser Kontinuitätstheorie kritisieren die ungenügenden empirisch soliden Beweise für das Unterfangen, Traditionen von Gewalt bestimmen zu wollen. Sie fragen sich, ob es eine spezifisch deutsche genozidale Disposition der Kriegführungen gegeben hat. Sie meinen eher, dass man in der langen Geschichte des rassistischen und destruktiven Kolonialismus immer wieder Gewaltaktionen trifft, die durch die Moderne eskalierten. Birthe Kundrus, die entschiedenste Opponentin, hebt den Unterschied zwischen dem Antisemitismus und dem anthropologischen Rassismus gegen Afrikaner hervor, und behauptet, es ginge bei den beiden Völkermorden weniger um deutsche Kontinuität oder bewusste Transfers, sondern um situationsbedingte Parallelen.

Nach fast einer Dekade der Diskussion wird behauptet, dass die Hypothese von der Vorbildfunktion des deutschen Kolonialkrieges für den Nationalsozialismus immer stärker an Plausibilität gewinnt. Das versteht sich, wenn man bedenkt, dass sowohl Kolonialismus einschließlich Postkolonialismus als auch Krieg als Konfliktlösung ein Prozess ist, in dem viele verschiedene kulturelle und soziale Realitäten verwickelt sind, und es ist erklärungsbedürftig, warum allein Deutschland diese Massenverbrechen von zwei Genoziden beging.

Auf jeden Fall ist diese Debatte eigentlich zu begrüßen, denn sie trägt dazu bei, deutsche Kolonialismusforschung und Kolonialismuskritiken, die lange fast unangetastet blieben, in die internationale Forschungsarena zu bringen und lässt einen hoffen, dadurch mit dem Mitwirken der neu entwickelten nationalübergreifenden vergleichenden Genozidforschung vielleicht ein höheres Niveau des ethischen Verantwortungsbewußtseins international erreichen zu können.